

# 社会・援護局関係主管課長会議資料

令和5年3月

福祉基盤課

# 目 次

## 重点事項

頁

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 社会福祉法人制度等について                          | 2 |
| 2 | (1)災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について | 6 |
|   | (2)社会福祉施設等の被災状況の把握について                 | 7 |
|   | (3)福祉サービス第三者評価事業等について                  | 7 |
| 3 | 独立行政法人福祉医療機構における優遇融資について               | 8 |

## 連絡事項

頁

- |    |   |    |
|----|---|----|
| 第1 | 社会福祉法人制度等について                             |    |
|    | 1 社会福祉連携推進法人制度について                        | 10 |
|    | 2 社会福祉法人制度の運営について                         | 13 |
|    | 3 その他                                     | 21 |
| 第2 | 社会福祉施設等の防災・減災対策等について                      |    |
|    | 1 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム(DWAT)の設置について | 24 |
|    | 2 社会福祉施設等の被災状況の把握について                     | 27 |
|    | 3 社会福祉施設等の防災・減災対策について                     | 27 |
|    | 4 社会福祉施設等の耐震化の推進について                      | 28 |
|    | 5 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について              | 29 |
| 第3 | 社会福祉施設等の運営等について                           |    |
|    | 1 福祉サービス第三者評価事業について                       | 30 |
|    | 2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について                   | 31 |
|    | 3 社会福祉施設サービスの質の向上にむけた取組について               | 32 |

## 第4 感染症対策について

- |   |   |    |
|---|---|----|
| 1 | 新型コロナウイルスへの対応について                           | 33 |
| 2 | 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種(予防接種)対象事業者の登録に向けた対応 | 33 |
| 3 | ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について                     | 35 |

## 第5 独立行政法人福祉医療機構について

- |   |                             |    |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 福祉貸付事業について                  | 37 |
| 2 | 福祉医療経営指導[経営サポート]事業について      | 40 |
| 3 | 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について       | 43 |
| 4 | 福祉保健医療情報サービス(WAM NET)事業について | 45 |
| 5 | 社会福祉振興助成事業について              | 47 |

## 参考資料

- |     |  |    |
|-----|--|----|
| 1   | 社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム 2023年度 運用スケジュール(全体イメージ) | 49 |
| 1-2 | 社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム トップページ(現時点案)            | 49 |
| 2   | 地域協議会の設置状況等について                                  | 50 |
| 3   | 不適切事案における所轄庁の対応の検証等について                          | 50 |
| 4   | 所轄庁における会計専門家の活用状況等について                           | 51 |
| 5   | 指導監査における、特に頻出する指摘事例                              | 51 |
| 6   | 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2023年度 運用スケジュール(全体イメージ)     | 53 |
| 7   | 現況報告書等の集約結果について                                  | 53 |
| 8   | 第三者評価の都道府県別等の受審数等                                | 55 |
| 9   | 都道府県運営適正化委員会における苦情受付件数                           | 58 |

# 重 点 事 项



# 1 社会福祉法人制度等について

## (1) 現状・課題

- ・ 社会福祉法人については、公益性・非営利性の高い法人であることから、税を含む各般の優遇措置が設けられており、少子高齢化や人口減少など、人口動態や地域の福祉ニーズ等が変化していく中で、平成28年の社会福祉法人制度改革を踏まえ、経営組織のガバナンスの確保や事業運営の透明性の向上等の取組を通じ、国民に対する説明責任を果たすとともに、一層地域社会に貢献していくことが求められている。
- ・ 社会福祉法人は、こうした状況も踏まえ、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として、昨年4月から施行された「社会福祉連携推進法人制度」の活用も検討しつつ、社会環境の変化に対応した事業展開を適切に進めていく必要がある。

## (2) 依頼・連絡事項

### 【1. 社会福祉連携推進法人関係】

- ・ **社会福祉連携推進法人制度について、管内の福祉サービスの状況も踏まえつつ、社会福祉法人が活用できるよう、関係者への制度周知をお願いするとともに、管内関係者からの設立相談や申請を円滑に受け付けられるよう、引き続き庁内体制の整備をお願いしたい。**また、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の「**社会福祉連携推進法人設立支援事業**」の活用を推進するなどの支援にご協力をお願いする。
- ・ 現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、令和5年度からの指導監査の対応に遺漏ないようお願いしたい。
- ・ 本年4月から、「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」が稼働予定であるので、ご了知いただくとともに、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、連携推進法人の活用が徹底されるよう、ご指導をお願いしたい。

### 【2. 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた社会福祉法人の運営関係】

- ・ 令和5年2月28日福祉基盤課事務連絡を踏まえ、法人の令和4年度決算作業等においては、原則として法令等に定めるとおりとするが、開催時期や期限を遵守することができないやむを得ない事情がある場合には、引き続き、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行することとしているので、法人が円滑な運営を行えるよう、適切な指導をお願いしたい。

### 【3. 社会福祉法人制度改革関係】

- ・ 「社会福祉充実計画に基づく取組の適切な実施」、「地域における公益的な取組の一層の推進」、「法人指導監査の適正な実施」など、**平成28年社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえた対応を徹底し、社会福祉法人への指導、支援を引き続きお願いしたい。**特に、報道等がなされているような法人運営に課題を抱える法人については、今一度、法人との対話を通じ、経営状況の把握や事実確認の徹底をお願いする。
- ・ 報道にあるような不適正事案発生（又は疑い）を把握する契機として、形式チェックに止まらない現況報告書等による運営実態の把握も重要である。公認会計士及び税理士（以下「会計専門家」という。）を指導監査や計算書類等の確認に活用することも有効と考えられることから、**適切な実態把握及び会計専門家の活用を含めた指導監査等にかかる適切な体制整備をお願いする。**
- ・ 法人に対し、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行い、時間的余裕をもって計画内容の検討を行うよう依頼するとともに、計画を策定する法人の手續及び既に策定した計画の変更手續に遺漏のないよう、必要な事務処理及び助言をお願いする。
- ・ 国の好事例周知や地域協議会の活用、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の推進等による、**「地域における公益的な取組」を促す環境整備をお願いする。**
- ・ 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の運用開始から5年が経過したことを踏まえ、**計算書類等の届出について、例年より一月早い9月末を期限とすることを予定していることから、各法人の法定の届出期限（6月末）の遵守及び所轄庁の円滑な確認が行えるよう、適切な指導及び進捗管理に努めていただきたい。**併せて、本システムの分析に係る機能についても、積極的な活用をお願いしたい。

### 【4. その他】

- ・ 複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、地域貢献事業を試行するための補助を行う「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の「**法人間連携プラットフォーム設置運営事業**」について、新たに「**ICT 技術導入支援加算**」をメニュー化するとともに、**補助年数等を明確化し、令和5年度予算案に計上。**今後も、多くの小規模法人がプラットフォームに参画し、「地域における公益的な取組」を実施していくことが重要であることから、本事業において連携の試行を行ったプラットフォームが補助の終了後も引き続き地域で連携しつつ、プラットフォームに参画したことのない小規模法人に積極的に事業を活用していただくことが必要。**法人の希望に応じた連携を支援できるよう、本予算の活用について引き続き推進いただきたい。**

# 社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
  - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ 社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)

**理事会**  
(理事6名以上・監事2名以上)

- ※ 代表理事1名を選出
- ※ 理事及び監事の要件は、社会福祉法と同水準

法人の業務を執行

**社員総会**  
(法人運営に係る重要事項の議決機関)

- ※ 原則1社員1議決権
- ※ 議決権の過半数は、社会福祉法人である社員が持つ
- ※ 不当に差別的な取扱いをしないなど、一定の要件を満たす場合であって、社員間の合意に基づき、定款に定める場合は、異なる取扱いも可能

事業計画等への意見具申や事業の評価  
(社員総会・理事会は意見を尊重)

**社会福祉連携推進評議会**  
(3名以上)

- ※ 社会福祉連携推進区域の福祉の状況の声を反映できる者を必ず入れる
- ※ 業務に応じて、福祉サービス利用者団体、経営者団体、学識有識者等から構成

### 【法人運営のポイント】

- **社会福祉連携推進区域**(業務の実施地域。実施地域の範囲に制約なし。)を定め、**社会福祉連携推進方針**(区域内の連携推進のための方針)を決定・公表
- **社会福祉連携推進業務**の実施(以下の6業務の中から全部又は一部を選択して実施)
- 上記以外の業務の実施は、社会福祉連携推進業務の実施に支障のない範囲で実施可(社会福祉事業や同様の事業は実施不可)
- 社員からの**会費、業務委託費等**による業務運営(業務を遂行するための寄附の受付も可)
- 社員である法人の業務に支障が無い範囲で、**職員の兼務や設備の兼用可**(業務を遂行するための財産の保有も可)

#### ①地域福祉支援業務

- ・地域貢献事業の企画・立案
- ・地域ニーズ調査の実施
- ・事業実施に向けたノウハウ提供等

#### ②災害時支援業務

- ・応急物資の備蓄・提供
- ・被災施設利用者の移送
- ・避難訓練
- ・BCP策定支援等

#### ③経営支援業務

- ・経営コンサルティング
- ・財務状況の分析・助言
- ・事務処理代行等
- ※ 介護職種に係る技能実習の管理団体は、経営支援業務として行う

#### ④貸付業務

- ・社会福祉法人である社員に対する資金の貸付け
- ※ 貸付け毎に所轄庁の認定が必要
- ※ 貸付け原資の提供は、原資提供社員(社会福祉法人の直近3か年度の本部拠点の事業活動計算書における当期活動増減差額の平均額が上限)
- ※ 貸付け原資は、社会福祉充実財産の控除対象財産とはならない

#### ⑤人材確保等業務

- ・採用・募集の共同実施
- ・人事交流の調整
- ・研修の共同実施
- ・現場実習等の調整等

#### ⑥物資等供給業務

- ・紙おむつやマスク等の物資の一括調達
- ・給食の供給等

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

### 【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要

社会福祉法人

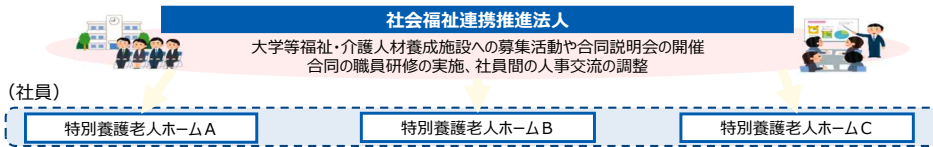
社会福祉事業を  
経営する法人

社会福祉を目的  
とする公益事業を  
経営する法人

社会福祉事業等に従事  
する者の養成機関を  
経営する法人

※ 各法人は、複数の社会福祉連携推進法人に参画することが可能

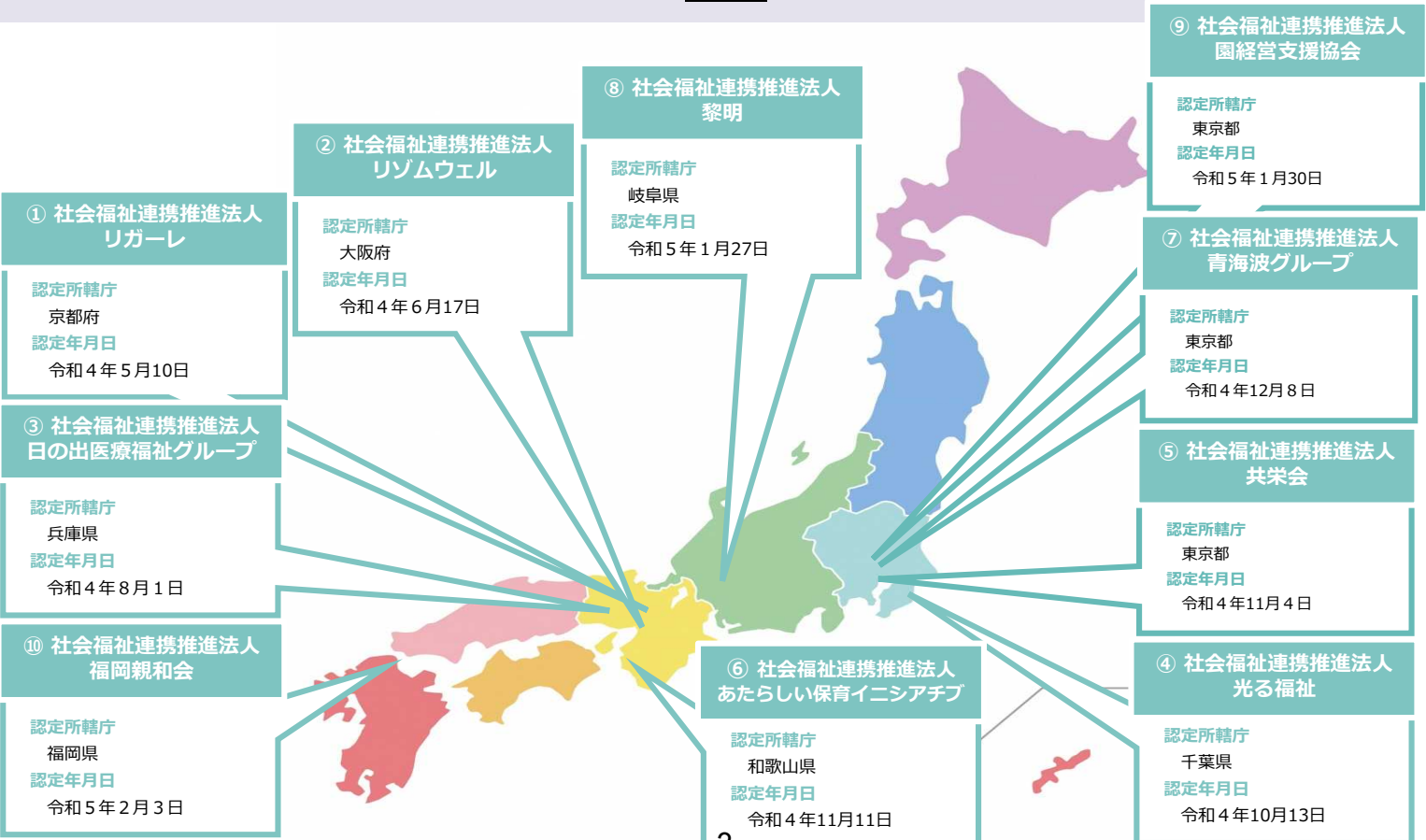
### 【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】



⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

# 社会福祉連携推進法人の設立状況について

令和5年2月3日現在、認定があった社会福祉連携推進法人は**10法人**。





# 「社会福祉連携推進法人制度」ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20378.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html)

社会福祉連携推進法人に係る制度概要・実践者インタビューの動画のほか、令和4年度社会福祉連携推進協議会（予定）及び令和3年度自治体説明会に係る動画・資料の掲載、通知の随時の更新をしています。

**社会福祉連携推進法人制度に  
関連した動画を公開しました**

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年6月までに「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。施行に向け、制度のポイントや取組のインタビューを動画にまとめたので、ぜひ、ご覧ください。

**1 制度の説明**

社会福祉連携推進法人制度について解説しています。

視聴は動画をクリック！

以下の項目を解説しています。

- 社会福祉法人の現状
- 社会福祉連携推進法人について
- 認定所轄庁の役割について

**2 実践者インタビュー**

社会福祉法人の連携を推進する取組をされている3団体の代表の方にインタビューしています。

視聴は動画をクリック！

インタビューはそれぞれ以下のテーマで行いました。

- 法人間連携による有機的な人材確保・人材育成
- 保育所経営の現状・課題と法人間連携
- 社会福祉人材の養成施設としての社会福祉法人との連携の取組

厚生労働省

厚生労働省の検索窓

## 社会福祉連携推進法人制度

社会福祉連携推進法人制度について

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき、令和4年度から「社会福祉連携推進法人制度」が施行されます。社会福祉連携推進法人は、社会福祉法人が主体となり、福祉サービス事業等の連携・協働を促進するための取組を行う新たな法人制度です。

**1 制度の説明**

関係法令・通知

- 認定、運営関係
  - PDF: 社会福祉連携推進法人の認定等について（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知） [14KB]
  - Word: 附則様式（～9）様式例 [80KB]
  - Word: 附則1様式 実行準備台帳書 [42KB]
  - Word: 附則2様式 委託業務実施要領及び労働協約書 [52KB]
  - Word: 附則3 社会福祉連携推進法人定款例 [68KB]
- PDF: 社会福祉連携推進法人制度の施行に向けたFAQ（No.1）について（令和4年2月10日事務連絡） [1MB]
- PDF: 法人税法第2条第5号の2に規定する非営利法人の要件を満たす社会福祉連携推進法人の定款の取組等について（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知） [561KB]

- 会計関係
- PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準（令和3年11月12日厚生労働省令177号） [263KB]
- PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取組について（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知） [492KB]
- PDF: 社会福祉連携推進法人会計基準の運用上の取組事項について（令和3年11月12日厚生労働省社会・援護局長通知） [745KB]

**2 政策について**

- 分野別の取組一覧
- 健康と医療
- 子ども子育て
- 福祉と介護
- 障害福祉
- 生活保護と福祉一環
- 介護・高齢者福祉
- 雇用と労働

## 社会福祉法人制度改革（平成28年改正社会福祉法）の実施状況

平成28年改正社会福祉法の措置内容		措置状況・評価
1. 経営組織のガバナンスの強化	○議決機関としての評議員会を必需 ※理事等の選任・解任や役員報酬の決定など重要事項を決議（注）小規模法人について評議員定数に係る経過措置を設ける。	経過措置対象の4,374法人のうち、定数確保済みの法人数 96.6% ※福祉基盤課調べ（令和元年12月1日時点） ※令和2年3月までに選任完了見込み含む
	○役員・理事会・評議員会の権限・責任に係る規定の整備	—
	○親族等特殊関係者の理事等への選任の制限に係る規定の整備	—
	○一定規模以上の法人への会計監査人の導入	収益30億円/負債60億円超の法人及び任意の133法人に設置（令和4年4月1日時点現況報告書に基づき福祉基盤課調べ）
2. 事業運営の透明性の向上	○閲覧対象書類の拡大と閲覧請求者の国民一般への拡大	H29より財務諸表等電子開示システムを運用
	○財務諸表、現況報告書（役員報酬総額、役員等関係者との取引内容を含む。）、役員報酬基準の公表に係る規定の整備 等	財務諸表等電子開示システムによる公表法人 99.7% ※20,988法人/21,060法人（令和4年11月11日時点）
3. 財務規律の強化	○役員報酬基準の作成と公表、役員等関係者への特別の利益供与を禁止 等	—（把握している罰則適用事例はない）
	○純資産から事業継続に必要な財産の額を控除し、福祉サービスに再投下可能な財産額（「社会福祉充実残額」）を明確化	社会福祉充実財産総額 4,126億円（前年差6億円減） ※福祉基盤課調べ（令和3年10月1日時点）
4. 地域における公益的な取組を実施する責務	○再投下可能な財産額がある社会福祉法人に対して、社会福祉事業又は公益事業の新規実施・拡充に係る計画の作成を義務づけ	社会福祉充実財産発生法人は全体の9.1% ※1,918法人（令和3年10月1日時点福祉基盤課調べ）
	○社会福祉事業又は公益事業を行うに当たり、日常生活又は社会生活上支援を要する者に対する無料又は低額の料金で福祉サービスを提供することを責務として規定	地域における公益的な取組の実施に関する現況報告書への記載割合 67.3% ※出典：財務諸表等電子開示システム（令和4年4月1日時点）
5. 行政の関与の在り方	○都道府県の役割として、市による指導監督の支援を位置づけ	H29に指導監査ガイドラインを策定・公表
	○経営改善や法令遵守について、柔軟に指導監督する仕組み（勧告等）に関する規定を整備	勧告件数 15件 公表件数 0件 ※出典：福祉行政報告例（令和3年度実績）
	○都道府県による財務諸表等の収集・分析・活用、国による全国的なデータベースの整備	H29より財務諸表等電子開示システムを運用 H29より、所轄庁において財務諸表等電子開示システムのデータを集計・分析できるよう措置

# 生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」好事例集

- ✓ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、社会福祉法人の責務である「地域における公益的な取組」への期待は、益々高まっている。
- ✓ こうした状況を踏まえ、生活困窮者等に対する「地域における公益的な取組」について、全国の法人の取組の参考となるよう、令和3年度に、各所轄庁から管内の法人の好事例を推薦いただき、好事例集を作成。
- ✓ 事務連絡において、所轄庁に対し、管内の法人への周知を依頼するとともに、管内の法人の取組状況の引き継ぎの把握等により、「地域における公益的な取組」を一層促進していただくことを依頼。



## 掲載先URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000920124.pdf>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 生活保護・福祉一般 > 社会福祉法人制度 > 地域における公益的な取組

## ▼▶ 掲載事例の例

### 断らない相談窓口の実践

地域の全世代を対象に、専門職と地域の協力者が生活上の困り事に関する相談を受け、必要に応じて関係機関に繋げる。(栃木県内の事例)

### 制度の狭間のニーズに対する生活支援

地域の独居高齢者や生活困窮者等に対し、町内有志の応援団により、ゴミ出しや買い物代行、家屋内の掃除等の生活支援を実施。(岡山県内の事例)

### 生活困窮者等に対する一時居住支援

住居を持たない生活困窮者等に対し、衣食住の提供とともに、就労支援や生活支援等の包括的な支援を行う。(静岡県内の事例)

### 生きづらさを抱える方への居場所支援

働くことに一歩踏み出せない方、ひきこもりの方が集う居場所として、定期的に施設を開放。(京都府内の事例)

### 生活困窮者等に対する就労・外出支援

生活困窮者等が就労するための準備的な活動として、法人職員業務の補助者として受け入れる。(埼玉県内の事例)

※ このほか約400事例を掲載。地域の抱える課題との共通点がある事例について、法人の取組のヒントとしていただく。

拡充

推進枠

## 小規模法人のネットワーク化による協働推進事業の拡充

社会・援護局福祉基盤課 (内線2871)

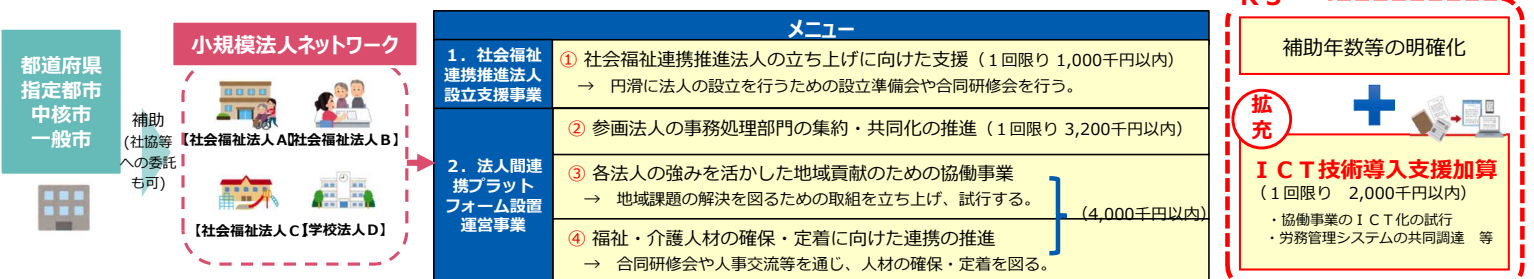
令和5年度当初予算案 3.5億円 (3.5億円 (生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の内数))

### 1 事業の目的

- 本事業は、小規模な社会福祉法人においても、「地域における公益的な取組」を行う責務を果たすため、複数の社会福祉法人等が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人のそれぞれの強みを活かした地域貢献のための協働事業を試行するとともに、協働事業に十分な人員体制の確保のため、合同研修や人事交流等の、福祉・介護人材の確保・定着に向けた取組を推進する事業である。
- また、希望するネットワークは、参画法人の事務処理部門の集約・共同化を行うことにより、参画法人の事務の効率化を図るとともに、令和4年4月から新たに施行され、より強固な連携・協働を行うことが可能となる「社会福祉連携推進法人」に移行することを見据えた基盤作りも可能。
- 令和4年度予算からメニュー化された「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」とあわせ、小規模法人の連携・協働化の支援を推進。

### 2 事業の概要・スキーム

- 社会福祉法人の地域の福祉ニーズへの対応力の強化や、経営基盤の強化のため、社会福祉連携推進法人の設立を推進するとともに、その設立に至らない小規模法人についても、引き続き連携による機能強化や基盤作りが重要。
- そのため、本事業について、補助年数等を明確化しつつ引き続き推進するとともに、取組を効率的・効果的に行うため、新たにICT技術を活用して取組を行う法人間連携プラットフォームに対する加算を新設する。
- 補助スキーム：国→都道府県・指定都市・中核市・一般市（特別区含む）（定額補助）





## 2 (1) 災害福祉支援ネットワークの構築、災害派遣福祉チーム(DWAT)について

### (1) 現状・課題

- 災害福祉支援ネットワークの構築は46都道府県、災害派遣福祉チーム(DWAT)の設置は44道府県(活動実績があるのは13府県)となっており、構築・設置に向けた取組は進んでいるものの、全ての都道府県での構築・設置には至っていない。

### (2) 令和5年度の取組

- 全ての都道府県での災害福祉支援ネットワーク構築及びDWAT設置を要請するとともに、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業を活用し、災害時に迅速に活動できる体制の整備を目指す。
- 令和5年度予算案では、引き続き災害福祉支援ネットワーク中央センター事業を実施し、従来から行っている全国研修の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築を進めていく。また、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業については、災害福祉支援ネットワーク会議やDWAT研修等の実施方法を工夫すること等により事業の効率化を図り、補助単価の見直し等を行う予定。

＜令和5年度災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業の補助単価案＞

基本事業は上限125万円、体制強化事業は上限150万円。

また、基本事業に加えて連携体制事業を実施する場合は上限250万円、さらに災害対応力向上事業を実施する場合は上限550万円。

### (3) 依頼・連絡事項

- 災害福祉支援ネットワーク未構築・DWAT未設置の都道府県は、令和5年度中に構築・設置する**とともに、災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業を活用し体制強化に向けた取組をお願いする。
- 「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」(平成30年5月31日付け社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知)については、一部改正に向けた検討を進めており、改正次第追って通知するのでご了解願いたい。
- なお、令和5年度における全国研修については、3月中旬に全国社会福祉協議会のHPで研修内容の動画配信を行うこととしているので、積極的な受講をお願いする。

## 都道府県における災害福祉支援ネットワークの構築状況とDWAT設置状況

- 災害福祉支援ネットワークを構築しているのは46都道府県
- 災害派遣福祉チーム(DWAT)を設置しているのは44道府県(うち活動実績があるのは13府県)

※「災害福祉支援ネットワークを構築している」とは、災害時における活動内容等の調整・協議を行うため、行政・福祉関係者・防災関係者等で構成されるネットワーク会議が設置され、災害時においてDWATが派遣できる又は福祉施設間において相互に人員を派遣できる協働体制が構築されていることをいう。

都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置	都道府県名	構築状況	DWAT設置
北海道	○	○	石川県	○	○	岡山県	○	◎
青森県	○	◎	福井県	○	○	広島県	○	○
岩手県	○	◎	山梨県	○	○	山口県	○	令和5年度設置予定
宮城県	○	◎	長野県	○	◎	徳島県	○	○
秋田県	○	○	岐阜県	○	○	香川県	○	○
山形県	○	○	静岡県	○	◎	愛媛県	○	◎
福島県	○	◎	愛知県	○	○	高知県	○	○
茨城県	○	○	三重県	○	○	福岡県	○	○
栃木県	○	◎	滋賀県	○	○	佐賀県	○	○
群馬県	○	◎	京都府	○	◎	長崎県	○	○
埼玉県	○	◎	大阪府	○	○	熊本県	○	◎
千葉県	○	○	兵庫県	○	○	大分県	○	○
東京都	○	令和4年度設置予定	奈良県	○	○	宮崎県	○	○
神奈川県	○	○	和歌山県	令和5年度設置予定		鹿児島県	○	○
新潟県	○	○	鳥取県	○	○	沖縄県	○	○
富山県	○	○	島根県	○	○			

※◎はDWAT活動経験あり。

令和5年2月現在 厚生労働省調べ

## 2 (2) 社会福祉施設等の被災状況の把握について

### (1) 現状・課題

- ・ 近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要となっている。このため、昨年度から災害時情報共有システムの運用を開始しており、当該システムの操作に習熟してもらうため、各自治体や社会福祉施設等を対象にした訓練を実施している。

### (2) 令和5年度の取組

- ・ 災害発生時においては、災害の規模等に応じて災害時情報共有システムを活用し、迅速に社会福祉施設等の被害状況の把握、適切な支援につなげていく。
- ・ 当該システムによる報告が迅速に行われるよう、引き続き、各自治体や社会福祉施設等を対象にした訓練を実施していくが、中長期的な視点に立ち、令和5年度はより多くの自治体等が訓練に参加できるよう計画的に進めていく予定。

### (3) 依頼・連絡事項

- ・ 災害が発生した際に、迅速に社会福祉施設等が被害報告を行えるよう、改めて管内市町村、社会福祉施設等に対して当該システムについて周知をお願いしたい。また、周知の際には、操作マニュアルや説明動画についても積極的にご活用をいただきたい。
- ・ 令和5年度の災害時情報共有システムの訓練スケジュールについて、今年度末にお示しする予定である。管内市町村、社会福祉施設等への事前の周知及び訓練当日の対応について、ご協力をお願いしたい。なお、各自治体が自主的に訓練を行いたい場合も、災害情報の設定など国の方で必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

## 2 (3) 福祉サービス第三者評価事業等について

### (1) 現状・課題

- ・ 「福祉サービス第三者評価事業」は、サービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者が施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。
- ・ 社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされている。
- ・ しかしながら、第三者評価の受審状況には、各都道府県や各施設・サービス、各設置主体でバラツキが見られる。

### (2) 令和5年度の取組

- ・ 引き続き、都道府県推進組織が行う評価調査者養成研修の指導者等を対象とした研修を実施するなど、福祉サービス第三者評価事業の普及や質の向上に取り組んでいく。
- ・ 委託事業により、全国社会福祉協議会が令和3年度にとりまとめた「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会報告書」及び今年度末にとりまとめ予定の「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会報告書」の内容を精査し、社会福祉サービスの質の向上に必要な不可欠な課題を整理した上で、必要な対応を検討していく予定。

### (3) 依頼・連絡事項

- ・ 福祉サービスの第三者評価を定期的に受審している事業者は施設が得意とする分野と不得意とする分野が明確に把握でき、サービスの質の向上に結びついていると評価する声もあることから、各都道府県においては積極的な受審を促していただきたい。

### 3 独立行政法人福祉医療機構における優遇融資について

#### (1) 現状・課題

- 独立行政法人福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施している。

#### (2) 令和5年度の取組

- 令和5年度予算案においては、「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に掲げられている、保育や介護の受け皿の整備の推進や、国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要等に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資等を実施する予定。

《貸付条件の見直し内容》

##### ① 新規事項

- 新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における施設等整備の推進に係る優遇措置  
▽対象施設については、償還期間の延長及び貸付限度額の拡充を行う。
- 労働者協同組合法施行に伴う貸付けの相手方の拡充  
▽貸付けの相手方に労働者協同組合を追加する。
- 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波対策としての移転整備に係る優遇措置  
▽日本千島特措法に基づく社会福祉施設・医療施設等の移転整備事業に対し、融資率を95%、貸付利率を全期間無利子とする。(国庫補助等対象事業に限る。)

##### ② 継続事項

- 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置  
▽一部融資条件を見直しの上、優遇措置を継続する。
- 物価高騰対応資金に係る融資条件の優遇措置  
▽優遇措置を継続する。
- デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇措置  
▽優遇措置を継続する。

#### (3) 依頼・連絡事項

- 上記について、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いする。

# 連 絡 事 項



# 第 1 社会福祉法人制度等について

## 1 社会福祉連携推進法人制度について

### (1) 社会福祉連携推進法人制度の趣旨等について

令和 4 年 4 月から社会福祉連携推進法人（以下「連携推進法人」という。）制度が施行され、本年 2 月 3 日時点で、10 法人が設立された。

連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人（以下「法人」という。）の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設したものであり、その設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能である。

この連携推進法人は、2 以上の法人が社員として参画し、以下の 6 つの「社会福祉連携推進業務」のうちから、1 つ以上の業務を行うことで設立が可能である。

- ① 地域福祉支援業務
- ② 災害時支援業務
- ③ 経営支援業務
- ④ 貸付業務
- ⑤ 人材確保等業務
- ⑥ 物資等供給業務

今後、少子高齢化や人口減少等により、地域ニーズの変化が見込まれ、法人はこうした変化に的確に対応し、自ら提供する福祉サービスの質を確保しつつ、その経営を持続可能なものとしていくことが求められている中、連携推進法人の枠組みを活用することにより、スケールメリットの導入による経営コストの縮減、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出など、地域ニーズの変化に対応していくための様々な効果が期待できる。

事実、本年 2 月 9 日に開催した「社会福祉連携推進協議会」の参加法人に

対するアンケート（複数回答、n=625）によれば、連携推進法人に期待することとして、「人材確保」（418 法人）が一番多く、「災害時対応の強化」（400 法人）、「経営基盤の強化・経営ノウハウの共有」（395 法人）、地域貢献の強化（386 法人）、「事務処理の効率化」（254 法人）、「物資の共同調達」（200 法人）、「法人のブランディング」（106 法人）と続いている。

なお、連携推進法人の概要資料や関係通知、本年 2 月 9 日に開催した「社会福祉連携推進協議会」の様子も含め、連携推進法人に関する情報は、厚生労働省ホームページにおいて随時公表予定であるので、ご参照いただきたい。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20378.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html)

## （２）社会福祉連携推進法人の認定所轄庁の役割について

連携推進法人は、一般社団法人を認定することにより設立されるものであるが、その認定等に係る事務処理については、都道府県等が認定所轄庁としてこれを担うこととなる。

認定所轄庁においては、

- ① 社会福祉連携推進認定及び認定の公示
- ② 定款変更の認可、社会福祉連携推進方針の変更認定、代表理事の選定・解職認可
- ③ 認定の取消、認定取消の公示、認定取消に係る変更登記の嘱託
- ④ 社会福祉連携推進法人に対する指導監査の実施、一時役員・代表理事の選任

などの役割を担うこととなる。（１）においてお示しした本制度の趣旨等について十分ご理解をいただいた上、地域において有効に活用されるよう、関係者に対する制度周知にご協力をいただくとともに、管内関係者からの設立相談や申請の円滑な受け付け、的確な事務処理を行うことができるよう、引き続き、庁内における適切な体制の整備をお願いしたい。

また、連携推進法人の立ち上げに当たって、設立準備会や合同研修会の開催経費等の設立に必要となる経費にかかる補助として、「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」を、引き続き「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」のメニューとして計上しているほか、同補助金のメニ

ューである「法人間連携プラットフォーム設置運営事業」において、連携の試行をすることも可能であるので、希望する法人が円滑に連携推進法人を設立できるよう、本補助金の活用の推進など、引き続きの支援をお願いしたい。

なお、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁においては、管下の連携推進法人に対する一般監査について、令和5年度から順次実施することとなることから、「社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について」（令和4年12月26日社援発1226第5号厚生労働省社会・援護局長通知）を踏まえつつ、対応に遺漏ないようお願いしたい。

### (3) 「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」について

連携推進法人についても、法人と同様、「社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム」を、独立行政法人福祉医療機構（以下「福祉医療機構」という。）において、本年4月1日から運用することとしており、連携推進法人に係る届出書類等については、「社会福祉法人の情報の公表等について」（令和4年10月18日社援発1018第4号厚生労働省社会・援護局長通知）に基づき、本システムにおいて情報の公表等を行うこととしていることから、連携推進法人に対し利用の徹底をお願いする。

なお、福祉医療機構より、現に連携推進法人を所管している認定所轄庁に対して別途連絡しているとおりに、本システムの稼働に当たっては、法人基本情報の登録等の事前の手続きが必要であることから、手続きに遺漏ないようお願いするとともに、運用スケジュール【参考資料1】も参照しつつ、適切に進捗管理を図られるようお願いしたい。

## 2 社会福祉法人制度の運営について

### (1) 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた社会福祉法人の運営について

新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえた法人運営に関する取扱いについては、これまで、累次の事務連絡によりお示ししてきたところ、今般、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」により、本年5月8日より新型コロナウイルス感染症が新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされることを踏まえた今後の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う社会福祉法人の運営に関する取扱いについて（その7）」（令和5年2月28日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）をお示した。

本事務連絡で示した取扱いにおいては、理事会及び評議員会の開催時期や、法人が備置き、閲覧又は届出しなければならない書類等の届出期限等について、法令等に定めるとおりとした上で、開催時期や期限の遵守ができないやむを得ない事情がある場合には、引き続き、当該支障がなくなり次第、できる限り速やかに履行することとしているので、テレビ会議等の柔軟な方法の活用も含め、法人が円滑な運営を行えるよう適切な指導をお願いする。

### (2) 社会福祉法人制度改革について

法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるのみならず、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人であるため、平成28年3月に成立した「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第21号。以下「平成28年改正法」という。）において、法人の公益性・非営利性を徹底するとともに、国民に対する説明責任を果たし、地域社会に貢献する法人の在り方を確立する観点から改正を行ったところである。

こうした改革は、各法人が改革の趣旨を十分に理解し、その取組を着実に実施することで順調に成果を上げていると認識しているが、昨年度より、法

人制度を逸脱した行為が報道され問題となっているところ。

報道によれば、法人制度ではそもそも存在しない「経営権」を売買したうえ、多額の法人資産を不適切に流出させ、経営破綻したとされている。

当該法人は、民事再生の進められ、新年度からは支援を受けた法人と合併する予定となっており、幸いにも利用者へのサービス提供には大きな問題は生じていないが、極めて不適切な事例であり、法人制度への信頼を失墜させる行為である。

こうした事案の再発を防止するため、今一度、管内法人に対し、法人制度改革の趣旨の徹底をお願いするとともに、毎年度提出される計算書類を確認する際や法人内外からの不適切事例に関する情報を得た際には、法人との対話を通じ、経営状況の把握や事実確認の徹底をお願いする。

### (3) 法人に対する指導監査の適正な実施について

(2) で挙げたような不適切事例への対処に当たっては、所轄庁による日常的な指導や監査が適正に実施されることや、所轄庁の体制整備が極めて重要である。今般の事案においては、現況報告書等について形式的な確認に止まり、法人の財務状況や会計監査人設置義務の発生等を把握できていなかったこと等の適切とはいいがたい対応があったこと【参考資料3】が確認されている。

法人の指導監査については、平成29年度より、「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号、社援発0427第1号、老発0427第1号社会・援護局長等関係局長連名通知。）の別紙「社会福祉法人指導監査実施要綱」（以下「指導監査要綱」という。）により実施している。これは、平成28年改正法における経営組織のガバナンス強化等による法人の自主性・自立性を前提とした上で、監査の基準を明確化（ローカルルールの是正）し、指導監査の効率化・重点化を図ったものである。今後、その趣旨を踏まえるとともに、法人から届出される現況報告書等について、形式的な確認にとどめることなく、例えば前期との大幅な金額変動に着目するなど、その内容に踏み込んで確認すること、具体的な内容の通報・告発が続くなど、不適切な運営が疑われる法人

に対しては躊躇することなく特別監査の実施を検討すること、また、一般監査について、書面及びリモートによる手法を一部取り入れ、これと実地による確認を組み合わせで行う等の手法の柔軟化も含めた適切な法人の指導監査の実施をお願いする。なお、この場合、法第 56 条第 2 項に定める身分証の掲示について、オンラインにより行うことも可能である。

また、その結果の開示については、指導監査要綱 5（7）において、指導監査が法人運営の適正化のみならず、利用者の立場に立った質の高いサービスの提供に資することも目的としていることから、各都道府県市の情報公開条例に基づく開示請求に対しても積極的に閲覧を可能としておく体制を整えることが望ましいとしていることも踏まえた対応をお願いする。

なお、所轄庁の体制整備としては、公認会計士及び税理士（以下「会計専門家」という。）を指導監査や計算書類等の確認に活用することも有効と考えられる。令和 4 年度において、会計専門家の活用を行っている所轄庁は 279、活用していない所轄庁は 508（n=787。福祉基盤課調べ）であった。地方交付税（道府県及び市単独分）においては、平成 28 年改正法施行を踏まえた法人に対する指導・監督の強化のため、会計専門家からの助言を得るための経費を含む、所轄庁の事務処理の円滑化を図るための経費が引き続き計上されているところであり、既活用の所轄庁における活用状況【参考資料 4】も踏まえ、予算当局とも相談しつつ、会計専門家の活用を検討いただくとともに、（6）において後述する「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の分析に係る機能の活用も併せ、法人に適時に必要な指導を行えるよう、適切な体制の整備をお願いする。

併せて、指導監査の参考として、各所轄庁において、特に頻出する指摘事例を取りまとめたので、ご活用いただくとともに、所管の法人に対する情報提供をお願いする。【参考資料 5】

#### （4）社会福祉充実残額の算定及び社会福祉充実計画について

社会福祉充実残額については、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）第 55 条の 2 の規定に基づき、法人において、毎会計年度、算定しなければならないこととされている。当該残額が生じる場合には、法

人は、その規模や用途等を明らかにするための「社会福祉充実計画」を策定し、毎会計年度6月30日までに計算書類等に併せて、所轄庁あて当該計画の承認を申請しなければならないこととされており、その具体的な事務処理については、「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」（平成29年1月24日雇児発0124第1号、社援発0124第1号、老発0124第1号厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）によりお示ししている。該当する法人に対しては、令和4年度決算の見込みを踏まえつつ、追ってお示しする令和5年度版「社会福祉充実残額算定シート」も活用するなど、可能な限り速やかに社会福祉充実残額の試算を行い、時間的余裕をもって計画の内容の検討を行うよう依頼するとともに、「地域公益事業を含む地域における公益的な取組及び職員の処遇改善の取組の積極的な実施について」（令和4年1月5日社援発0105第1号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「積極実施通知」という。）において、「社会福祉充実計画の策定に当たっては、地域公益事業を積極的に実施いただくとともに、職員の処遇改善も可能な限り優先的に検討いただきたい。」としていることも踏まえつつ、引き続き、社会福祉充実計画を策定する法人の手続及び既に策定した社会福祉充実計画の変更手続に遺漏のないよう、必要な事務処理及び助言をお願いする。

また、地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、法において「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされており、法人において、中立公正かつ円滑な意見聴取が行えるようにするため、各地域において「地域協議会」を設置するものとしている。この地域協議会については、282所轄庁（うち単独設置103所轄庁、他の協議体を活用179所轄庁）において設置されているものの、485所轄庁に未設置（n=767。令和4年度福祉基盤課調べ）となっている。この地域協議会は、法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図ることに資するものである。効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用することと併せ、複数の所轄庁が合同して設置することも

可能としており、その開催経費については、地方交付税（道府県及び市分）において措置されていることから、引き続き体制整備をお願いする。既設置の所轄庁の状況については、【参考資料 2】においてお示ししているので、参照いただきたい。

なお、令和 4 年度における社会福祉充実計画の策定状況等については、現在集計中であり、追ってお示しすることとしているが、令和 4 年 12 月 26 日付けで改正した「社会福祉法人が届け出る「事業の概要等」等の様式について」（平成 29 年 3 月 29 日雇児発 0329 第 6 号、社援発 0329 第 48 号、老発 0329 第 30 号厚生労働省社会・援護局長等関係局長連名通知）において、当該策定状況等については現況報告書における集計を可能とし、令和 6 年度から施行することとしているので、ご了知いただきたい。

#### （５）「地域における公益的な取組」の積極的な実施について

法第 24 条第 2 項の規定により、全ての法人は、「日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならない」旨の責務が課せられている。その具体的な運用については、「社会福祉法人による『地域における公益的な取組』の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日社援基発 0123 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）によりお示ししている。この「地域における公益的な取組」については、現況報告書への記載が全法人の 7 割程度（福祉基盤課調べ）となっており、実践しているにも関わらず、現況報告書への記載がなされていないケースも散見されることから、「地域における公益的な取組」を実施している法人については、現況報告書へ漏れなく記載するよう指導をお願いします。

また、所轄庁において、法人の取組を促す環境整備を進めていくことも重要であり、その状況について照会したところ、管内法人の取組を促す環境整備を行っている所轄庁は 241、行っていない所轄庁は 521（n=762。令和 4 年度福祉基盤課調べ）であった。環境整備を行っていると回答した所轄庁においては、「社会福祉法人の生活困窮者等に対する『地域における公益的な取組』好事例集」（令和 4 年 3 月 28 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課）の



周知や、管内における好事例の周知、指導監査の機会を通じた助言等の対応を実施しており、そのほか、地域協議会を活用し、法人が円滑に地域ニーズを把握できるような場の提供を行うことや、「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」の活用により小規模法人の取組を推進することも有効であると考えられる。積極実施通知において、「新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、地域における福祉サービスの主たる担い手である法人への期待は益々高まっていることから、法人においては、地域の孤独・孤立対策や困窮者対策に一層ご尽力をいただきたい」旨お示ししていることも踏まえ、こうした取組により、法人の取組を促す環境整備をお願いしたい。

#### (6) 「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」について

「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」は、法人の運営の透明性の確保や国民に対する説明責任を果たすことが求められていることから、平成28年改正法に基づき、福祉医療機構において運用を行っている。昨年11月11日現在で、21,060法人のうち、20,988法人(99.7%)が本システムによる現況報告書等の届出を行っており、昨年度(99.5%)よりも活用が進んでいる。本システムによる届出の推進に対してご理解、ご協力いただき感謝申し上げますとともに、未活用の法人に対する支援等を引き続きお願いする。

本システムにおいて届出された現況報告書については、福祉医療機構を通じ、よく見られる誤りの一覧を昨年4月1日に送付しているが、本システムは、国民に対する法人に関する情報に係るデータベースであることを踏まえ、引き続き、内容についての十分な確認をお願いするとともに、令和5年度の運用スケジュール【参考資料6】について、システムの運用開始から5年が経過したことを踏まえ、届出期限について、例年より1月早い9月末を予定していることから、各法人の法定の届出期限(6月末)の遵守及び所轄庁の円滑な確認が行えるよう、適切な指導及び進捗管理に努めていただきたい。

また、本システムは、現況報告書等の公表のほか、分析に係る機能も備えているところであり、令和4年度の届出に基づく法人の運営状況等につ

いても、全国の法人データの集約結果【参考資料7】を掲載するとともに、所轄庁マイページにおいて、管内法人のデータを集約したCSVデータを掲載予定である。法第59条の2第2項において、都道府県は、管内の法人の活動の状況等の調査及び分析を行い、必要な統計等を作成し、その公表に努めることとされており、現に個別の法人の監査時の参考データとして活用している所轄庁も多くある（234/736所轄庁。令和4年度福祉基盤課調べ）ことから、本データの積極的な活用をお願いしたい。なお、当該分析機能については、都道府県における調査及び分析の質を担保し、法人の一層の運営の透明性の向上を図るため、令和4年度補正予算においてその改修費用を計上しており、指導監査に抛らず、管内法人の経営悪化の状況等を即時に捉えることが可能となる予定である。改修の詳細については令和5年度にお示しする予定であるので、ご了知いただきたい。

#### (7) 会計監査人の設置及び会計専門家による支援について

会計監査人の設置が義務付けられる法人（以下「特定社会福祉法人」という。）は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書（第2号第1様式）中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第3号第1様式）中の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人である。

令和4年度の現況報告書によれば、特定社会福祉法人420法人、会計監査人の設置義務のない任意設置の133法人の合計553法人が会計監査人を設置している。今後も、特定社会福祉法人における会計監査人が適切に選任され、適切な会計監査が行われるよう、法人に対し、必要な指導をお願いする。

また、会計専門家による支援等については、「会計監査及び専門家による支援等について」（平成29年4月27日社援基発0427第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）においてお示ししているとおり、法人の事業規模や財務会計に係る事務体制等に即して、以下の2つの区分により実施していただくこととしている。

- ① 将来的に特定社会福祉法人となることが見込まれる大規模法人等を対象とした「財務会計に関する内部統制の向上に対する支援」
- ・ 法人運営全般に関する体制、日常業務に関する体制、決算業務に関する体制等の法人の財務会計に係る内部統制に関する項目等に関連して発見された課題及びその課題に対する改善の提案に関する報告を受ける支援
- ② 適切な財務会計の運用支援が必要とされる比較的小規模な法人等を対象とした「財務会計に関する事務処理体制の向上に対する支援」
- ・ 経理体制、会計帳簿、計算書類、会計処理等の法人の財務会計に関する事務処理体制に関する項目の確認及びその項目についての所見に関する報告を受ける支援

これらの支援は、適正な財務報告、法人の経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等に有効なものであるため、未実施の法人に対し、積極的な活用を促していただきたい。

併せて、これらの支援を実施した場合には、指導監査要綱により、一般監査の実施の周期の延長等を行うことができることとされているので、改めてご了知の上、管内法人に対して周知いただきたい。

### 3 その他

#### (1)「小規模法人のネットワーク化による協働推進事業」(令和5年度予算案)

##### について

本事業は、地域共生社会の実現に向け、小規模な法人等による地域貢献事業の推進を図るため、複数法人が参画するネットワークを構築し、ネットワーク参画法人による協働事業の施行、これらの事業の実施に必要な合同研修や人事交流等の取組の推進を目的としている。

令和5年度予算案においては、「法人間連携プラットフォーム設置運営事業」について、取組をさらに効率的・効果的に行うため、新たにICT技術を活用して取組を行うプラットフォームに対する加算を新設するとともに、補助年数等の明確化を行ったところ。今後も、多くの小規模法人がプラットフォームに参画し、「地域における公益的な取組」を実施していくことが重要であると考えており、本事業において連携の試行を行ったプラットフォームにおいては、補助の終了後も引き続き地域で連携をいただき、プラットフォームに参画したことのない小規模法人においては、積極的に事業の活用を検討いただくなど、令和4年度予算からメニュー化された「社会福祉連携推進法人の立ち上げに向けた支援」ともあわせ、法人の希望に応じた連携を支援できるよう、引き続き推進いただきたい。

なお、「令和5年度『小規模法人のネットワーク化による協働推進事業』（法人間連携プラットフォーム設立運営事業）の採択方針について」（令和5年2月9日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）において、「法人間連携プラットフォーム設立運営事業」に係る令和5年度の採択方針をお示ししていることから、本事務連絡の内容を十分ご了知いただいた上、協議するようお願いする。

#### (2) 法人への寄附に関する税制（税額控除制度）の周知について

平成23年6月の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の改正により、個人が一定の要件を満たした法人等へ寄附金を支出した場合、寄附者が所得控除制度か税額控除制度のいずれかを選択して受けることができるように

なっている。

この制度利用のためには、法人等が一定の要件（例：寄付金の額の年平均の金額 30 万円以上、寄附金等収入が経常収入金額の 1/5 以上等）を満たしていることが必要であり、法人等が所轄庁に申請をし、その要件を満たしていることの証明を受ける必要がある。（要件や手続等の詳細は厚生労働省 HP（[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-houjin-seido/09.html)）を参照。）

都道府県においては、管内の市及び所管法人に対して周知いただくとともに、ホームページ等を活用し、住民等への広報についてもお願いする。

### （3）法人におけるマネーロンダリング・テロ資金供与の防止について

日本は、マネーロンダリング・テロ資金対策のための国際基準を策定する多国間枠組みである金融活動作業部会（FATF（ファトフ）：Financial Action Task Force）に加盟している。FATF では、マネーロンダリング・テロ資金対策の国際基準として 2012 年に第 4 次勧告を採択し、その履行状況について加盟国間で相互審査を行っている。

当該勧告では、法人を含む「非営利団体」（NPO）について、合法的な団体を装うテロリスト団体によって悪用されないよう対策を行うこととされており、令和 2 年の審査団による訪日審査の報告書（令和 3 年 8 月 30 日公表）については、「F A T F 第 4 次対日審査報告書の公表等について」（令和 3 年 9 月 6 日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）において、内容の周知をお願いした。

令和 4 年度においては、引き続き、行動計画を着実に実施するため、

- ・ 「令和 4 年度社会福祉法人指導監査担当者研修会」（令和 4 年 5 月 24 日）におけるリスク評価結果の周知
- ・ 令和 4 年 10 月 18 日付けで「社会福祉法人による海外事業の実施等について」（平成 30 年 7 月 2 日社援基発 0702 第 1 号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知。以下「海外事業通知」という。）を一部改正し、海外事業を行う法人について、現行の定款への記載及び計算書類の区分経理のほか、新たに現況報告書への海外事業の実施内容の明記を規定

- ・ 『社会福祉法人による海外事業の実施等について』別紙1第2の3の取扱い及びテロ資金供与に係る対策の好事例の周知について」（令和4年12月26日厚生労働省社会・援護局福祉基盤課事務連絡）において、海外事業通知の改正趣旨や公益法人におけるテロ資金供与対策について周知

等の対応を行ったところ。

法人のガバナンスが適切に機能し、社会福祉法に基づく行政庁の監督が適切に行われることで、マネーロンダリング・テロ資金供与の防止にも資するものと考えられることから、こうした動きも念頭に置きつつ、引き続き、法人に対し適切に指導監督を行っていただきたい。

## 第2 社会福祉施設等の防災・減災対策等について

### 1 災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チーム（DWA T）の設置について

災害福祉支援ネットワークは、災害時において、高齢者や障害者、子どもといった災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、避難所生活における生活機能の低下等の防止を図るため、一般避難所で福祉支援を行う災害派遣福祉チームを組成・活動させるなどの取組を進めるためのネットワークである。令和5年2月現在、46都道府県においてネットワークの構築、44道府県において災害派遣福祉チームが設置されており、構築・設置に向けた取組は進んでいるものの、全ての都道府県での構築・設置には至っていない。

近年、大規模災害が発生する中で、少子高齢化や核家族化などにより、地域のつながりの希薄化が進んでいることから、避難所生活において、医療や保健的側面からの支援に加え、福祉的側面からの支援が求められている状況にある。また、今後発生が予想される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害では、単独の都道府県での対応では困難な場合も想定されることから、都道府県間の広域的な相互支援体制を構築していくことも喫緊の課題となっている。

近年の活動状況を見ると、令和元年の台風第19号の際には、被災5県（宮城県、福島県、栃木県、埼玉県、長野県）において、それぞれ管内の災害派遣福祉チームが、特に長野県では、長野県の要請を受けた群馬県の災害派遣福祉チームが派遣され、被災者に対する相談支援や避難所内の環境整備などの支援活動を行い、大きな成果を上げた。また、令和3年の7月豪雨災害の際には、大規模な土砂災害が発生した静岡県において、静岡県災害派遣福祉チーム（静岡DWA T）が、約2か月にわたり県内の避難所3か所で、保健医療チームとの十分な連携の下、避難者に対する適切なアセスメントや避難者からの相談などの支援活動を行い、避難所での災害時要配慮者の生活を支える福祉ニーズへの的確な対応が行われた。

厚生労働省では、全ての都道府県での災害福祉支援ネットワークの構築及び災害派遣福祉チームの設置を目指し、各都道府県が取り組むべき内容について標準化を図りつつ周知を図る観点から、「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」（平成30年5月31日付社援発0531第1号厚生労働省社会・援護局長通知）（以下「ガイドライ

ン」という。)を策定するとともに、「災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業」

(生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業)を通じて、各都道府県におけるネットワーク構築や災害派遣福祉チームの構成員に対する訓練等に係る経費について補助を行っている。

令和5年度も引き続き実施する予定であるが、各都道府県の取組状況等を精査した上で、事業の効率化を図ることとした。具体的には、災害福祉支援ネットワーク会議やDWA T研修等の実施方法を工夫することにより効率化を図ることが可能であること、また、災害福祉支援コーディネーターによる社会福祉施設等への業務継続計画(BCP)の策定支援については、当省ホームページに掲載する「介護施設・事業所における業務継続ガイドライン」や多くの自治体において開催されているBCP策定支援セミナーなど、本事業以外に活用できる支援が充実している状況を踏まえ、業務効率化を図ることが可能である。このため、令和5年度の補助単価を次ページ(参考1)のとおり見直す予定である。なお、今年度まで実施していた特別対策事業については、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」など各福祉分野において類似の補助事業があることから、他の補助事業の活用をご検討いただきたい。こうした本事業の見直しについてご理解いただくとともに、効率的な事業の実施についてご協力をお願いする。

また、令和4年度から、全国の災害福祉支援ネットワークの支援体制を充実させるため、災害福祉支援ネットワーク中央センターを設置し、従来から行っている全国研修の実施に加えて、都道府県間の広域的な連携体制の構築を進めているが、本事業は令和5年度も引き続き実施する予定である(本事業は民間団体へ委託して実施)。地方ブロック圏域ごとの会議への出席等、各都道府県に対応を依頼することも出てくるため、本事業の実施についてもご協力をお願いする。

災害福祉支援ネットワークの構築に向け、全ての都道府県において何らかの検討は行われている状況と伺っているが、未構築等の都道府県におかれては、ガイドラインに基づき、早急に災害派遣福祉チームの組成・派遣が可能となるよう、関係団体間の調整、チームの組成・派遣に係る詳細な仕組みの構築等、具体的に取り組んでいただき、早急に構築・設置を完了していただくようお願いする。

なお、ガイドラインについては、一部改正に向けた検討を進めているところであり、改正次第追って通知する。



(参考1)

災害福祉支援ネットワーク構築推進等事業（案）

- 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニュー事業として実施
- 実施主体：都道府県又は都道府県が適当と認める団体
- 補助率：定額補助
  - ※次の（１）の事業は上限125万円、（４）の事業は上限150万円。
  - （１）の実施に併せて、（２）のいずれかの事業を実施する場合は上限250万円、更に（３）の事業を実施する場合は上限550万円。
- 事業内容：
  - （１）基本事業
    - ① ネットワーク本部の立ち上げ・運営
    - ② 災害福祉支援体制の検討・構築
    - ③ ネットワークの普及・啓発
    - ④ 災害派遣福祉チームの組成、研修、訓練等
    - ⑤ 他都道府県と情報交換や連携づくり
  - （２）連携体制充実事業
    - ① 保健医療分野も含めた一体的な支援体制の検討・構築
    - ② 受援体制の検討・構築
    - ③ ネットワーク事務局被災時の広域的な連携体制の検討・構築
    - ④ 市町村のネットワーク事務局への参画と連携体制の検討・構築
    - ⑤ 災害時に必要な器材の確保や備蓄場所の確保に係る検討・構築
    - ⑥ 被災社会福祉施設等が事業継続を行えるような体制整備の検討・構築
  - （３）災害対応力向上事業
    - 災害福祉支援コーディネーターを配置し、以下のような取組を実施
    - <平時の取組>
      - ・災害派遣福祉チームの派遣リストの整備や保健医療関係者との合同訓練・合同研修の企画・実施 等
    - <災害時の取組>
      - ・災害派遣福祉チームの派遣調整や保健医療等の他職種との連携 等
  - （４）体制強化事業（１回限り）
    - ※災害福祉支援ネットワークが構築されている都道府県が対象
    - ① ネットワーク本部の検討・構築
    - ② 管内社会福祉施設等の被災状況を把握するためのシステムの構築

(参考2)

- 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureis/ha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis/ha/douga_00002.html)

- 障害福祉サービス事業所等における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureis/ha/douga\\_00003.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis/ha/douga_00003.html)

- 障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_17517.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html)

## 2 社会福祉施設等の被災状況の把握について

災害発生時における社会福祉施設等の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号）に基づき、従前から行っている被災状況整理表を用いた報告方法に加え、災害発生時における社会福祉施設等の被害状況等を把握するシステム（以下「災害時情報共有システム」という。）を活用した報告を昨年度から開始している。

近年、大規模災害が発生する中で、社会福祉施設等の被災状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。このため、令和5年度においても、引き続き、各自治体や社会福祉施設等を対象とした災害時情報共有システムの操作に習熟してもらうための訓練を実施していくが、中長期的な視点に立ち、より多くの自治体等が訓練に参加できるよう計画的に進めていく予定であるのでご協力をお願いしたい。なお、各自治体が自主的に訓練を行いたい場合も、災害情報の設定など国の方が必要な対応を行うので、適宜ご相談いただきたい。

また、災害時情報共有システムについては、以下のとおり操作マニュアルや説明動画を作成しているので、改めて管内市町村、社会福祉施設等に周知をいただきたい。

### ○児童関係施設等説明動画

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisyskodomu/>

### ○障害者関係施設等説明動画

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

### ○高齢者関係施設等説明資料

URL: <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

→リンク先の「お知らせ」欄（令和3年9月3日掲載資料）

## 3 社会福祉施設等の防災・減災対策について

近年、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化しており、広範囲において、災害そのものによる直接的な被害だけでなく、停電・断水によるライフラインの途絶な

どのインフラ毀損による二次被害も生じている。

このような状況を踏まえ、社会福祉施設等の防災・減災への対策については、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策（耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策）を推進することとしており、令和4年度第二次補正予算において所要の財源を確保したところである。また、福祉医療機構による耐震化等の防災・減災に係る優遇融資や自家発電設備及び給水設備の導入工事に係る優遇融資を引き続き実施することとしている。

これらを有効に活用し、社会福祉施設等の防災・減災力の強化を着実に進めていただきたい。

(参考3)

- 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（社会福祉施設等）  
令和4年度第二次補正予算 201億円  
社会福祉施設等の防災・減災対策を推進するため、耐震化にともなう改修・大規模修繕等のほか、非常用自家発電設備の整備、水害対策に伴う改修等、倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修等の対策を講じる。

(参考4) 独立行政法人福祉医療機構による防災・減災に係る優遇融資

	耐震化等	自家発電設備等の導入
融資率	95%（通常70～80%）	
利率優遇	【耐震化整備・スプリンクラー整備】 基準金利同率（据置期間中無利子） 【高台移転等整備】 全期間無利子	基準金利同率（据置期間中無利子）

※ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金等対象事業を優遇対象とする

※ 高台移転に係る二重ローン対策（返済猶予や償還期間延長等）も実施

## 4 社会福祉施設等の耐震化の推進について

社会福祉施設等の耐震化状況については、令和4年8月に公表した社会福祉施設等の耐震化状況調査結果（<https://www.mhlw.go.jp/content/000978180.pdf> 参照）によれば、令和2年3月末時点の耐震化率は92.5%（耐震済棟数約21.8万棟／全棟数約23.6万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられる。

特に、社会福祉施設等については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用

者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」において、社会福祉施設等の耐災害性強化対策として、耐震化対策の取組を推進することとしており、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であると考えている。各都道府県等におかれては、社会福祉施設等に対して、積極的に国庫補助制度や融資制度等の情報提供及び助言を行うなど、耐震化整備を進めていただきたい。

また、令和3年度末時点の耐震化状況調査について、令和5年1月30日に依頼をしているので、速やかな調査にご協力をお願いします。

## 5 社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査について

社会福祉施設等におけるアスベスト使用実態調査（調査時点：平成30年12月1日時点）によれば、未だ一部施設において、「ばく露の恐れのある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き社会福祉施設等におけるアスベスト対策の徹底に万全を期すようお願いする。

また、令和3年12月1日時点のアスベスト使用実態調査を現在とりまとめ中であり、公表に向けて各都道府県にも最終確認等を依頼する予定なので、引き続きご協力をお願いします。

## 第3 社会福祉施設等の運営等について

### 1 福祉サービス第三者評価事業について

「福祉サービス第三者評価事業」は、福祉サービスを提供する事業所のサービスの質を公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価し、事業者自らが施設運営における問題点を把握した上、サービスの質の向上に結びつけるとともに、受審結果を公表することにより、利用者のサービス選択に資することを目的としている。

本事業については、福祉サービスの種別に関わらず共通する領域の評価項目（共通評価基準）及び各福祉サービスの評価基準（内容評価基準）に基づき実施されていたが、共通評価基準と内容評価基準に不整合が生じている等の指摘を受け、平成26年4月に「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」（以下、「共通評価基準」という。）を全部改正したところである。さらに、平成30年3月に社会福祉法人制度の見直しや、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）において評価の質や受審率の向上等に向けた規制改革に取り組むべきことが指摘されたことから、都道府県推進組織に対し受審率の数値目標の設定及び公表を行う努力義務を課すなど、一部改正を行っている。

各都道府県におかれては、これらの改正に伴う評価基準の見直し、評価調査者の研修等に引き続き努めていただくとともに、令和元年度から第三者評価機関の認証は更新制となっており、直近3ヶ年度における評価件数が10件未満の認証機関については更新時研修を受講する必要があるため、都道府県推進組織においては、感染対策を徹底しつつ更新時研修の実施について引き続き遺漏なく取り組んでいただくようお願いする。

また、第三者評価の受審状況を見ると、各都道府県や各施設・サービス、各設置主体でばらつきが見られるところである。社会福祉法第78条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない」とされていることから、サービスの質の向上に結びつけるためにも、管内社会福祉施設等に対し、積極的な受審を促していただきたい【参考資料8】。

《参照通知等》

- ・ 「「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」  
(平成 26 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「保育所における第三者評価の実施について」  
(平成 28 年 3 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」  
(平成 29 年 2 月 2 日厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長連名通知)
- ・ 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」  
(平成 29 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」  
(平成 30 年 3 月 26 日厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・ 「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」  
(平成 30 年 3 月 29 日厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長連名通知)
- ・ 「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」  
(平成 30 年 3 月 30 日厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長連名通知)
- ・ 「救護施設における第三者評価の実施について」  
(平成 30 年 9 月 20 日厚生労働省社会・援護局長通知)
- ・ 全国社会福祉協議会ホームページ  
<http://shakyo-hyouka.net/>(第三者評価事業トップ)  
<http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-11.pdf>(事業者向けパンフレット)  
[http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09\\_2.pdf](http://www.shakyo-hyouka.net/panf/fukyu-09_2.pdf) (利用者向けパンフレット)

## 2 福祉サービスに関する苦情解決の取組について

福祉サービスに関する利用者等からの苦情解決を行うため、都道府県社会福祉協議会において運営適正化委員会を設置し、苦情解決の相談等が行われているところである。

各都道府県におかれては「運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業について」(平成 12 年 6 月 7 日付け社援第 1354 号厚生省社会・援護局長通知)に基づく適正な事業運営が行われるよう、引き続き都道府県社会福祉協議会に対し、指導をお願いしたい。

なお、本事業の実施に必要な経費については、令和 5 年度予算案において、引き続き「生活困窮者就労準備支援事業費等補助金」の内数として計上しているところであるが、都道府県運営適正化委員会での苦情受付件数は年々増える傾向にあるため、各都道府県におかれては、都道府県社会福祉協議会において必要な事業費が適切に確保されるよう

願います【参考資料9】。

### 3 社会福祉施設サービスの質の向上にむけた取組について

「福祉サービス第三者評価事業」については、令和3年度に「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」が全国社会福祉協議会において開催され、報告書がとりまとめられたところである。また、令和4年度には、「運営適正化委員会事業のあり方に関する検討会」が開催され、令和4年度末に報告書がとりまとめられる予定である。

令和5年度においては、これら2つの検討会報告書の内容を精査し、社会福祉施設サービスの質の向上に必要な課題を整理した上で、必要な対応について検討していくこととしているので、ご了解いただきたい。



## 第4 感染症対策について

### 1 新型コロナウイルスへの対応について

社会福祉施設等が提供する各種サービスは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種サービスが継続的に提供されることが重要である。

また、緊急事態宣言時においても、高齢者、障害者等特に支援が必要な方々の居住や支援に関する全ての関係者（生活支援関係事業者）には、事業の継続が求められている。

これまで、平時から感染症発生時までのケア等の具体的な留意点や、感染対策のポイントをまとめた動画の公表、各施設における自主点検の促進等を行ってきたところであるが、現在の感染状況も踏まえ、管内社会福祉施設等に対して、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等に基づいた感染拡大防止対策の再徹底について周知いただきたい。

（参考5）

- ・ 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」（令和2年10月15日厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000683488.pdf>
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する厚生労働省ホームページ  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- ・ 社会福祉・雇用・労働に関する情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00110.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00110.html)
- ・ 介護事業所等向けの情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00089.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00089.html)
- ・ 障害福祉サービス等事業所における対応等に関する情報  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00097.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html)

### 2 新型インフルエンザ等特別措置法における優先接種（予防接種）対象事業者の登録に向けた対応

新型インフルエンザ等特別措置法においては、新型インフルエンザ等が発生した場



合、医療の提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う登録事業者の従業員に対し、特定接種が実施される。この特定接種の登録対象となる業種については、新型インフルエンザ等対策政府行動計画において優先順位が決められており、国民生活・国民経済安定分野の事業として介護・福祉事業所も対象となっているところである。

特定接種の登録については希望する介護・福祉事業所毎に行うことが必要となるが、その要件として新型インフルエンザに関する業務継続計画の作成が義務づけられているところである。

このため、特定接種の登録の要件とされている介護・福祉事業所が作成する業務継続計画のガイドライン及び作成例を厚生労働省のホームページに掲載しているので、新型インフルエンザ等の発生時におけるサービス提供の継続や利用者・職員の安全確保の観点から、各社会福祉施設等における業務継続計画の作成に活用いただけるよう、管内市区町村や社会福祉施設等に対して周知いただきたい。

なお、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種については、接種順位の考え方として、重症化リスクの大きさ等を踏まえ、まずは医療従事者等への接種、次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者への接種をできるようにすることが示されているのでご承知おきいただきたい（新型コロナウイルス感染症対策分科会（第24回）資料2-1参照）。

（参考6）

<厚生労働省ホームページ>

- ・インフルエンザ（総合ページ）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infuenza/index.html)

- ・令和4年度 今冬のインフルエンザ総合対策について

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/influenza/index.html>

- ・インフルエンザの基礎知識

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/file/File.html>

- ・インフルエンザ施設内感染症予防の手引き

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/dl/tebiki25.pdf>

- ・令和4年度インフルエンザQ&A

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/ga.html>

- ・啓発ツール

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou01/keihatu.html>

- ・高齢者向けリーフレット

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-)

[kansenshou/tool/dl/leaf03-02.pdf](https://www.kansenshou.go.jp/tool/dl/leaf03-02.pdf)

- ・業務継続計画のガイドライン及び作成例

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく特定接種の登録について

[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12301000-Roukenkyoku-Soumuka/0000115430_1.pdf)

<国立感染症研究所ホームページ>

<http://www.nih.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>

### 3 ノロウイルス対策及びウイルス肝炎対策等について

社会福祉施設等は高齢者や乳幼児等体力の弱い者が集団生活していることから、ノロウイルスやレジオネラ症等の感染症、食中毒等に対する適切な予防対策を講じることが極めて重要である。

このため、以下の通知を参考に衛生部局、民生部局及び市町村とも連携しつつ、管内社会福祉施設等に対し適切な予防対策を図るよう指導の徹底をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等に対し、ウイルス肝炎等の感染症患者・感染者に対する利用制限、偏見や差別を防ぐ観点から、衛生部局と連携し正しい知識の普及啓発を行い、利用者等の人権に配慮した対応が適切に行われるよう指導をお願いする。

(参考7)

<参照通知等>

- ・「ノロウイルスの感染症・食中毒予防対策について」  
(令和3年12月27日厚生労働省健康局結核感染症課、医薬・生活衛生局食品監視安全課事務連絡)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成19年12月26日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)
- ・「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウイルスによる感染性胃腸炎及び食中毒の発生・まん延防止策の一層の徹底について」  
(平成26年2月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「ノロウイルスに関するQ&A(最終改訂：令和3年11月19日)」(厚生労働省ホームページ)  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/kanren/yobou/040204-1.html)
- ・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」  
(平成17年2月22日厚生労働省健康局長、医薬食品局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)
- ・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策の徹底について」  
(平成15年7月25日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知)  
別添「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」
- ・「「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止マニュアル」の改正に伴う社会福祉施設等への周知について」  
(令和元年12月18日厚生労働省子ども家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)
- ・「「大量調理施設衛生管理マニュアル」の改正について」  
(平成29年6月16日厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長通知)  
別添「大量調理施設衛生管理マニュアル」
- ・「当面のウイルス肝炎対策に係る体制の充実・整備等について」  
(平成13年4月24日厚生労働省健康局総務課長、疾病対策課長、結核感染症課長連名通知)
- ・C型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)  
<https://vhfj.or.jp/qac/>
- ・B型肝炎について(一般的なQ&A) (平成26年7月改訂)  
<https://vhfj.or.jp/qab/>
- ・肝炎の予防に関する情報  
<http://www.kanen.ncgm.go.jp/cont/050/yobou.html>
- ・日常生活の場でウイルス肝炎の伝搬を防止するためのガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline02.pdf>
- ・保育の場において血液を介して感染する病気を防止するためのガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline03.pdf>
- ・高齢者施設における肝炎対策のガイドライン  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/pdf/guideline04.pdf>
- ・「結核院内(施設内)感染対策の手引きについて(情報提供)」  
(平成26年5月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課事務連絡)

## 第5 独立行政法人福祉医療機構について

福祉医療機構は、福祉医療貸付事業をはじめとして、福祉医療経営指導事業、社会福祉振興助成事業、福祉保健医療情報サービス事業（通称「WAM NET」）、社会福祉施設職員等退職手当共済事業など国の福祉・医療政策等に密接に連携した多様な事業を公正かつ効率的に実施することにより、わが国の福祉、介護、医療サービスの安定的かつ効果的な提供に資するよう、福祉・医療の向上を目指す民間活動を応援しているところである。福祉医療機構の業務運営について、引き続きご協力をお願いしたい。

### 1 福祉貸付事業について

#### (1) 令和5年度予算案の概要

福祉医療機構は、福祉、介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するため、民間金融機関との協調した融資を徹底しつつ、政策優先度に即して政策融資を実施しているところである。

令和5年度予算案においては、

- 「経済財政運営と改革の基本方針2022」等に掲げられている保育や介護の受け皿の整備の推進や国の計画に基づき整備された福祉施設等の老朽化に対応するために必要な資金需要
- 新型コロナウイルス感染症により休業した又は事業を縮小した福祉事業者への資金繰りを支援するための優遇融資を引き続き実施するために必要な資金需要に対応しうる貸付原資を確保するとともに、政策融資の果たすべき役割を踏まえた優遇融資等を実施する予定なので、施設等所管部局及び管内の社会福祉法人等に対して遺漏なきよう周知をお願いしたい

《貸付規模》

資金交付額 3,175 億円（うち福祉貸付分 1,734 億円）



## 《貸付条件の見直し》

### ① 新規事項

- ・ 新型コロナウイルス対応支援資金の融資残高を有する施設における整備の推進に係る優遇措置
  - \* 償還期間：30年以内
  - \* 貸付限度額：対象建築物等に係る担保評価額のうち、新規の施設整備にかかる設置・整備資金及びコロナ融資残高（新たに整備する施設の財務・収支状況や将来収支計画等をもとにまとめて融資する金額を設定）の合計額
- ・ 労働者協同組合法施行に伴う貸付けの相手方の拡充
  - \* 貸付けの相手方に労働者協同組合を追加
- ・ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波対策としての移転整備に係る優遇措置
  - \* 融資率：95%（※） \* 貸付利率：全期間無利子（※）
  - ※国庫補助等の対象事業に限る

### ② 継続事項

- ・ 新型コロナウイルス対応支援資金に係る融資条件の優遇措置
  - \* 一部融資条件を見直しの上、優遇措置を継続

福祉貸付	令和5年3月末まで	令和5年4月以降
融資率	100%	100%
限度額	なし	なし
無担保	6,000万円 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）1億円	2,000万円
貸付利率	<<当初5年間>> 6,000万円まで：基準金利 6,000万円超の部分は基準金利+0.8% <<6年目以降>> 基準金利+0.8% 新型コロナウイルス感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く） <<当初5年間>> 1億円まで：基準金利 1億円超の部分は基準金利+0.8% <<6年目以降>> 基準金利+0.8%	<<当初5年間>> 6,000万円まで：基準金利 6,000万円超の部分は基準金利+0.8% <<6年目以降>> 基準金利+0.8%
償還期間	15年以内	15年以内
据置期間	5年以内	5年以内

- ・ 物価高騰対応資金に係る融資条件の優遇措置
  - \* 優遇融資の継続
- ・ デジタル関連の整備に係る融資条件の優遇措置
  - \* 優遇融資の継続

## (2) 協調融資の推進について

社会福祉法人が民間金融機関からの資金調達が円滑に行えるよう、福祉医療機構と民間金融機関が連携して融資を行う協調融資の仕組みを、福祉貸付全般に導入している。協調融資を通じて民間金融機関の参入を促し、社会福祉法人等事業者にとっても取引実績のない民間金融機関から福祉医療機構融資では対応できない緊急性の高い運転資金等の資金ニーズに対応できる可能性があるなどのメリットがあり、福祉分野の更なる成長に資するものであることから、協調融資の利用促進、活用について引き続き各法人等に対して、助言をお願いしたい。

なお、社会福祉施設等の設置にあたって、一部の自治体において、福祉医療機構からの融資の活用のみを認可要件としている事例が見受けられる。福祉医療機構の融資は、必要な社会福祉施設等の整備に対し「長期・固定・低利」の資金を提供することにより、事業者負担軽減を図り、福祉・介護サービスを安定的かつ効率的に提供する基盤整備に資するものであり、事業者の資金調達手段について民間金融機関からの資金調達を排除することのないよう御留意いただきたい。

## (3) 意見書の発行について

社会福祉法人等が福祉医療機構融資の借入申込を行う際には、従来から、整備を行う施設等を所管する自治体からの意見書の提出をお願いしているところであり、令和5年度においても引き続き御協力をお願いしたい。

意見書には、地域における施設等の必要性に加え、施設を運営する法人の適格性について記載を行うが、特に法人の適格性については、今日の社会保障制度を取り巻く経営環境を考慮すると、施設等の経営主体のガバナンス態勢の確保は極めて重要であり、法令遵守はもとより、しっかりとした経営理念に基づき、代表者のリーダーシップの下で、法人組織全体が効率よく運営されている体制にあるかどうか十分に確認していただくよう重ねてお願いしたい。

なお、福祉医療機構融資の借入申込予定者に対しては、福祉医療機構のホームページに掲載されている「融資のポイント（ガイドライン）」を参照するとともに、融資の借入申込書の受理手続が終了前に工事着工を行った場合には融資対象外となってしまうので、事業計画策定の際には速やかに福祉医療機構へ融資相談を行うよう御指導願いたい。



## 2 福祉医療経営指導〔経営サポート〕事業について

福祉医療機構では経営サポートセンターを設置し、福祉貸付事業等の豊富なデータを基にした経営指標や診断手法により、民間の社会福祉施設の経営者や地方公共団体等に対する経営サポート事業を実施しているところである。

具体的には、法人の状況にあわせた各種プログラムによるコンサルティング、福祉医療分野における経営情報を提供するリサーチ及び施設経営をバックアップするためのセミナー業務を実施しているところである。

各都道府県等におかれては、福祉サービス基盤の安定的かつ効率的に提供・維持するため、経営面の課題を抱えている社会福祉法人等に対して、当該事業を改善方策の一つとして案内していただくなど、積極的な活用をお願いしたい。事業の詳細は、福祉医療機構ホームページ及びWAM NETに掲載しているもので、参照いただきたい。

- ・ 福祉医療機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/cat/keieisupport/>)
- ・ WAM NET (<https://www.wam.go.jp/wamappl/scresearch.nsf/aMenu?Open>)

また、行政等への支援の一環として、福祉医療分野に係る調査・分析・計画策定支援等の業務受託や、個別の施設の経営課題等の解決のための取組の実施に加え、近年では、社会福祉法人の指導監査を行う所轄庁担当者に対して、指導監査時のチェックポイントや経営分析に必要な知見を情報提供する「行政担当者向けセミナー」を地方公共団体と共催しているので、御留意願いたい。

- ・ 行政等への支援（受託業務のごあんない） ([https://www.wam.go.jp/hp/gyousei\\_shien/](https://www.wam.go.jp/hp/gyousei_shien/))



### (参考) 経営サポート事業の概要

#### 1. リサーチ業務

##### ① 「リサーチレポート」の公表

各種調査を実施し、福祉・医療施設を運営される事業者の方々にとって、有益となる経営情報を発信しているのでご活用願いたい。（機構のホームページに掲載）

(<https://www.wam.go.jp/hp/keiei-report-r3/>)

(例)

##### 【アンケート調査】

- ・ 地域密着型特別養護老人ホームの経営良好先の取組み事例

- ・ 特別養護老人ホーム、保育所・認定こども園の人材確保に関する調査
- ・ 診療報酬改定に関する調査

#### 【建設費に関するレポート】

- ・ 福祉・医療施設の建設費の動向

#### 【経営状況に関するレポート】

- ・ 施設別レポート

特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、日中活動系障害福祉サービス、保育所・認定こども園、病院、診療所などの経営状況

- ・ 法人(開設主体)のレポート

社会福祉法人、医療法人の経営状況

### ② 「経営動向調査」の公表

四半期に1度、現場の経営実感を調査し結果を公表

- ・ 社会福祉法人経営動向調査 … 社会福祉法人、特別養護老人ホーム
- ・ 病院経営動向調査 … 病院および医療法人

### ③ 「経営分析参考指標」の発行

決算データを基に14施設、3法人(開設主体)の経営状況について、分析結果を取りまとめて経営分析参考指標を発行。ホームページにはダイジェスト版を掲載。

- ・ 高齢者福祉サービス

「特別養護老人ホーム」「軽費老人ホーム(ケアハウス)」「通所介護・認知症対応型通所介護」「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」「小規模多機能型居宅介護」「訪問介護」「養護老人ホーム」

- ・ 児童福祉サービス

「保育所・認定こども園」

- ・ 障害福祉サービス

「障害福祉サービス(日中活動系サービス)」「障害福祉サービス(居住系サービス)」「障害福祉サービス(児童系サービス)」

- ・ 医療系サービス

「病院」「介護老人保健施設」「診療所」

- ・ 法人

「社会福祉法人」「医療法人」「特定非営利活動法人」

## 2. セミナー業務

- ・ 専門家、施設経営者及び機構職員によるセミナー形式等の経営支援を実施。
- ・ 各セミナーのテーマ、講演者、申し込み開始時期などの詳しい内容は、開催の2ヶ月前を目途に機構のホームページに掲載。
- ・ 令和4年度はオンライン配信を中心としながら、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて、一部セミナーは集合形式とオンライン配信を併用して開催。

[https://www.wam.go.jp/hp/keiei\\_seminar\\_goannai/](https://www.wam.go.jp/hp/keiei_seminar_goannai/)



### 3. コンサルティング業務

#### ① 経営診断

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・施設、法人の決算状況及び施設状況から各経営指標を算出し、同一種類の施設、法人種別との比較を行う経営診断を実施。

#### ② 経営分析プログラム

- ・法人単位での財務比較による業界内での立ち位置の提示。
- ・同種同規模等施設の財務データの平均値との比較。
- ・財務面において優良である複数の施設の個別データとの対比による要因分析。
- ・分析から抽出された改善すべき課題について、改善による効果の試算や、改善策の可能性の広がり提示。

#### ③ 人事給与分析プログラム

- ・機構保有データを活用し、今後の基本給や手当の見直し等を含めた人事戦略別の改善方針を記載した報告書を提示。

#### ④ 介護医療院移行支援プログラム

- ・介護療養型医療施設等から、介護医療院への円滑な移行を支援するため、周辺環境分析や収支状況を踏まえた、移行時における施設経営で参考となるデータや検討材料等を提示。

#### ⑤ 個別支援プログラム

- ・法人が現在抱えている課題について、機構のデータを多角的に活用し、個別のニーズに合わせた改善の方向性や改善策を法人とともに考え、改善への取組を支援。

##### 【具体例】

- ・ 中長期計画策定に係るコンサルティング
- ・ 給与規程の改定に係るコンサルティング など

### 3 社会福祉施設職員等退職手当共済事業について



#### (1) 令和5年度予算案

274 億円（国庫補助額）

#### (2) 都道府県補助金

社会福祉施設職員等退職手当共済事業（以下「退職手当共済事業」という。）は、社会福祉事業の安定・発展に寄与することを目的として、保育所等の職員に対する退職手当給付に対して、国、都道府県、共済契約者である社会福祉法人の三者で1 / 3 ずつを負担することで成り立っている制度である。

退職手当共済事業において、一時的であっても支給財源に不足が生じ支給遅延が発生することは、制度に対する信頼を損なうことになるため、令和4年度分に係る補助金の交付が完了していない都道府県におかれては、速やかに交付するようお願いしたい。また、令和5年度における被共済職員1人当たりの補助単価（都道府県単位金額）については、予算成立後、速やかにお示しすることとしているので、補助金の早期交付について特段の御配慮をお願いしたい。

#### (3) 単位掛金額の見直し

退職手当共済事業における単位掛金額は、「退職手当金の支給に要する費用の予想額、被共済職員の見込数等に照らし、おおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない（社会福祉施設職員等退職手当共済法第15条第3項）」とされているところである。

令和5年度の共済契約者である社会福祉法人が負担する単位掛金額については、令和5年度予算成立後を目途にお示しする告示において正式に定める予定だが、現時点においては令和4年度と同額（44,500円）を予定している。

#### (4) 制度周知について

退職手当共済制度の特徴として、勤続年数が長くなればなるほど退職手当給付額が大きくなる。また、退職後3年以内に復帰した場合には退職までの期間を合算できる

規定もあり、福祉施設従事者の定着及び処遇改善に役立つ制度である。

新規加入については、社会福祉法人に限られているが、管内及び今後設立予定の社会福祉法人に対して制度周知をお願いしたい。

#### (5) 新退職手当共済システムについて

退職手当共済制度の利用者の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、オンラインで各種手続き等を行うことが可能となる新たな退職手当共済システムの整備を進めているところである。

新システムの本格稼働は令和7年1月を予定しているが、新システムへの移行に伴う各種手続き等の変更点や具体的なスケジュール等については、決まり次第、福祉医療機構から共済契約者や関係機関等に対して周知する予定である。

なお、新システムでは、共済契約者から福祉医療機構へ各種届出が直接提出できるようになるため、新システムへの移行に伴い、福祉医療機構と都道府県社会福祉協議会や民間社会福祉事業職員共済会等との退職手当金の支給事務に係る業務委託契約は終了する予定であるのでご留意願いたい。

## 4 福祉保健医療情報サービス（WAM NET）事業について

WAM NETは、福祉保健医療に関する各種情報を幅広く総合的に提供するサイトであり、各種行政情報や福祉サービス評価情報、全国各地の福祉医療に関連するニュースなどの情報を一元的に提供するほか、行政との連携により、各種情報公表システムや災害時情報共有システムを運用しており、令和3年度のヒット件数は約2.6億件に上るなど、幅広い利用者に活用されている。

(<https://www.wam.go.jp/>)



(参考) WAM NETで運用中の情報システム

- ・社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム
- ・障害福祉サービス等情報公表システム
- ・子ども・子育て支援情報公表システム（ここdeサーチ）
- ・災害時情報共有システム（児童・障害）

上記システム以外にも、子育て・介護といった家庭生活と仕事の両立に役立つ様々な情報を集約した「子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル」も提供している。これらについては、各都道府県・市区町村の住民の方々のほか、地域の企業等における人事労務担当者や従業員の方々にも広く活用いただけるコンテンツとなっているため、各都道府県等におかれてはホームページにリンクを掲載いただくほか、管内市区町村へのリンク掲載の周知をお願いしたい。

※ WAM NETの基盤は高度な情報セキュリティを確保するため、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」に準拠したクラウドサービスを活用しており、デジタル・ガバメント化の推進にも寄与している。

## ここ de サーチ



<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>

## 障害福祉サービス等情報検索



<https://www.wam.go.jp/sfkohyout/>

## 子育て・介護と仕事の両立支援情報ポータル



両立支援に役立つたくさんの情報を  
わかりやすくまとめています。

ぜひ、ご活用ください！



<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/bowac/>

掲載されているコンテンツの一部をご紹介します。

最寄り駅や職場近くの  
子の預け先が知りたい  
親の介護が必要に。  
まずどこに相談すれば…  
障害のある子を預かる  
事業所を探すには…

### 保育所等をお探しの方へ

## ここdeサーチ (子ども・子育て支援情報公表システム)

お住まいの地域の保育所や  
認定子ども園、幼稚園などを  
検索できます。

全国**5.8万**件の情報を掲載

※本システムは内閣府からの委託により  
WAMが運営しています。

※ 数値は令和4年4月現在の概数です。

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/>



### 障害のあるご家族やご本人のために

## 障害福祉サービス等情報検索

お近くの障害福祉サービス  
事業所を検索できます。

全国**15.0万**件の情報を掲載

※本システムは厚生労働省からの委託により  
WAMが運営しています。

※ 数値は令和4年4月現在の概数です。

<https://www.wam.go.jp/sfkohyout/>



### 実家のご両親の介護等のご相談は

## 介護離職ゼロの実現に向けて ～介護で、仕事をやめない・やめさせない～

介護保険制度や相談窓口、  
仕事と介護の両立支援情報等  
をご案内しています。

相談窓口となる地域包括支援センター

全国**7.4千**箇所

プラチ・サプセンターを含む

※ 数値は令和4年4月現在の概数です。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/kaigo/kaigozero/>



## しょうがい共済 (障害者扶養共済制度関連情報)

障害のあるお子さまへ、保護者  
逝去後に終身上乗せ年金を  
支給します。

年金受給者 **5.8万**件

制度加入の保護者 **5.8万**件

※ 数値は令和4年3月現在の概数です。

▼実施主体は都道府県・指定都市です。  
WAMは厚生労働省の指導・監督のもと、都道府県・指定都市が  
加入者に対して負う共済責任を保険します。

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/syogaiufuyou/>





## 5 社会福祉振興助成事業について

社会福祉振興助成事業では、NPO法人やボランティア団体等の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細やかな活動等に対して助成を行うことにより、地域共生社会の実現に向けて必要な支援をするとともに、助成終了後の事業評価が高い活動を普及させる取組を行うことで、助成先団体の自立の助長や、優良事例の全国的な発展・波及を図ってきたところである。

助成先については助成金をきっかけに自治体と連携し、助成終了後において、自治体から地域づくり活動に関する補助や委託を受けて活動継続しているケースもあり、地域におけるセーフティネットの構築に寄与しているところである。

※令和5年度事業の募集は既に終了（例年、前年度の12月下旬から1月下旬に募集）。福祉医療機構のホームページにおいて、地域福祉の向上に資する優良事例を掲載しているほか、助成データベース（WAM助成 e-ライブラリー）から、これまで助成した事業の概要等について閲覧可能となっているので参照されたい。

また、昨年度に引き続き、地域共生社会の実現に向けて、NPOや企業等多様な主体による取組の事例等を紹介したWAM助成シンポジウムをオンラインで開催したほか、事業の継続に向けた地域の協力の輪の広げ方等を学ぶためのWAM助成学習会についてもオンラインで開催した。これらの動画についても、福祉医療機構ホームページに掲載しているので参照されたい。

- ・ WAM助成シンポジウム「地域共生社会の実現に向けた多様な主体による取組  
～NPO、行政、地域住民、企業による連携の形～」

リンク先 [\[https://www.wam.go.jp/hp/r4\\_wam\\_josei\\_symposium/\]](https://www.wam.go.jp/hp/r4_wam_josei_symposium/)

- ・ WAM助成学習会「事業継続のための協力の輪の広げ方」

リンク先 [\[https://www.wam.go.jp/hp/npo\\_learning\\_20221207/\]](https://www.wam.go.jp/hp/npo_learning_20221207/)

- ・ WAM助成 e-ライブラリー

リンク先 [\[https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/\]](https://www.wam.go.jp/Densi/kikin/eJoseiLib/)

福祉医療機構のNPOリソースセンターでは、助成相談窓口を随時開設しており、民間団体の困りごと等の相談に対応している（助成相談窓口 03-3438-4756）。各地域における福祉の充実を進める上で、これらの情報についても活用しつつ、各地域で活動するNPO法人等との連携を図っていただきたい。



# 参 考 资 料

## 社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム 2023年度 運用スケジュール（全体イメージ）

2023年																																	
区分	2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月					
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下			
社会福祉連携推進法人							入力シートのダウンロード(4月1日～)									入力シートの入力・保存・届出(4月1日～6月末)									システムから届出できません。								
認定所轄庁	法人基本情報の登録及び確定(2月6日～3月3日)						入力シートの内容の確認と都道府県への提供(4月1日～8月末)												システムから提供できません。														
都道府県	事務処理用メールアドレスの更新(2月1日～2月末)						入力シートの内容の確認と厚生労働省への提供(4月1日～9月末)												システムから提供できません。														
福祉医療機構	データ登録等～3月末						法人現況報告書・計算書類・社会福祉連携推進評議会による評価結果の公表(4月1日～9月末) [社会福祉連携推進評議会による評価結果は認定所轄庁へ届出後、法人現況報告書・計算書類は認定所轄庁の確認後に公表]												データ更新等～3月末														

現時点から～3月31日の間、システムから入力シートの届出・提供はできません。

## 社会福祉連携推進法人の財務諸表等電子開示システム トップページ（現時点案）

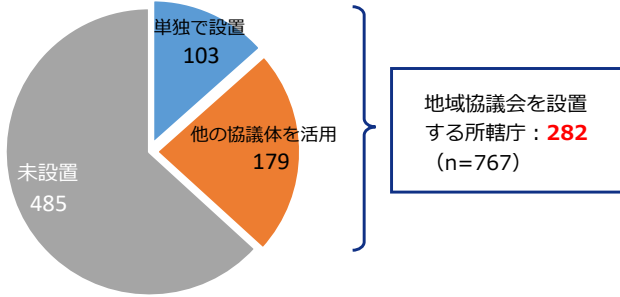




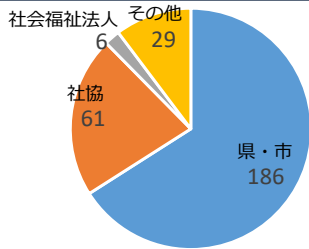
# 地域協議会の設置状況等について

- ✓ 社会福祉法人が社会福祉充実財産を活用して地域公益事業を行うに当たっては、その取組内容に、地域の福祉ニーズを的確に反映するとともに、法人が円滑かつ公正に意見聴取を行えるようにすることが必要であることから、各地域において「地域協議会」を設置することとなっている。
- ✓ 地域協議会は、法人から地域公益事業の実施希望がない場合であっても、法人が「地域における公益的な取組」を進めていく上で、地域における関係者のネットワークを強化し、関係者間での地域課題の共有、各種事業の役割分担の整理など、地域福祉の推進体制の強化を図ることに資するものである。
- ✓ 効率的に開催する観点から、可能な限り既存の会議体を活用することと併せ、複数の所轄庁が合同して設置することも可能としており、その開催経費については、地方交付税（道府県及び市分）において措置されている。令和4年度における所轄庁の設置状況等については以下のとおり（令和4年10月1日時点福祉基盤課調べ）であるので、体制整備の参考とされたい。

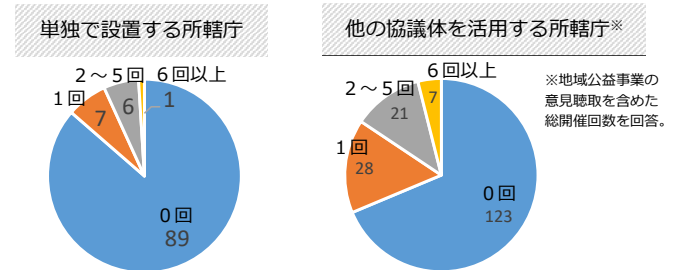
## 1. 地域協議会の設置状況



## 2. 地域協議会の運営主体



## 3. 地域協議会の令和3年度開催回数



## 4. 地域公益事業に係る意見聴取以外の活用状況

- ・ 計画実行中の地域公益事業の実施状況の確認や意見交換
- ・ 地域ケア会議における地域課題の検討
- ・ 地域に住むあらゆる人が自由に参加でき、身近に地域が抱える課題を話し合い、解決できる場
- ・ 各市町社協における公益的な取り組みの実施状況の共有
- ・ 社会福祉法人相互のネットワークづくりと情報交換等
- ・ 社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進
- ・ 地域福祉計画の進行管理及び評価等 等

# 不適切事案における所轄庁の対応の検証等について

- ✓ 事案にかかる所轄庁の対応を聞き取りし、課題等を検証した。
- ✓ 所轄庁によっては、施設監査担当との兼務となっている等、十分な体制の確保が困難である場合も考えられるが、わずかな気づきから事案の実態に応じた柔軟な対応もとり得ることから、所管法人の指導監督に当たり、参考とされたい。

事項	観点	所轄庁の対応	課題と必要な措置
組織体制	組織的な業務執行体制の構築	責任者：課長 調整役：参事 <small>※課全体の調整。令和元年度に定員削減</small> 担当者：職員3名 <small>※上下のラインではなく同列スタッフとの位置づけ</small> 専門家：1名 <small>※外部の公認会計士を知事が委嘱</small> （業務内容）一般監査に帯同し会計経理の事項を担当。予め勤務日を指定する必要があり、実行上、監査帯同のみ	<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課長は、毎年届出される現況報告書等の確認内容について、担当者任せにしていた。</li> <li>・ 各担当者は、自分が担当する社会福祉法人の現況報告書等の内容を課長に報告したり、他の担当者と共有することはしていなかった。</li> </ul> <b>【必要な措置】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 責任者である課長への報告や担当者間で共有するなど複数の職員の目で状況を確認する業務執行体制が必要。</li> </ul>
現況報告書等の届出	法人の経営状況の変化等、異変への気づき	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通常、担当者(1名)が現況報告書等(※)の具備(形式的要件)のみ確認。平成30年度には県所管法人全ての財務3表を確認したが、令和元年度から令和3年度まで必要な書類の有無の確認と数字の正誤追求に終始。</li> <li>・ 公認会計士への相談・照会等の活用なし。</li> </ul> <small>※現況報告書、計算書類等、財産目録、役員等名簿、報酬等の支給の基準</small>	<b>【課題】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況報告書等の内容を点検しておらず、経営状況の変化、会計監査人設置義務の該非等に気付かなかった。</li> <li>・ 公認会計士の知見を活用できていない。</li> </ul> <b>【必要な措置】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現況報告書等のチェックによる運営実態把握の徹底。</li> </ul> <small>※計算書類等の前期比較で急激かつ理由無き増減の有無等(例：借入金の増、収益を伴わない費用の増等)</small>
	会計監査人の設置義務の把握・助言・注意喚起 <small>※令和2年3月末計算書類上、負債60億円超</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平時の確認内容では、設置義務の該非状況を把握しようがなく、法人に対する注意喚起等の働きかけも未実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公認会計士等の専門家への相談が可能な勤務体制の確保。</li> <li>・ 現況報告書等のチェックにより会計監査人設置義務があるが設置していない法人を把握した場合の当該法人に対する設置の指導。</li> </ul>

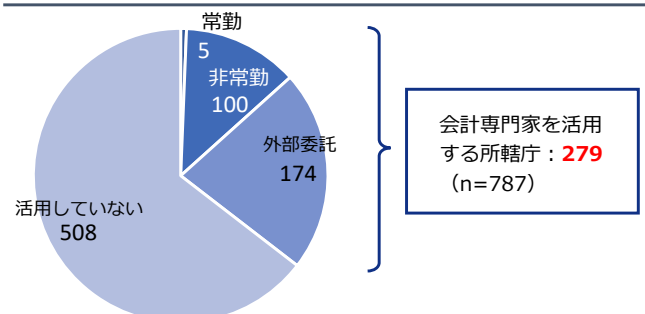
# 不適切事案における所轄庁の対応の検証等について

事項	観点	所轄庁の対応	課題と必要な措置
通報、監査	通報内容の監査への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数回にわたる投書等（平成29年8月投書、平成29年10月投書、平成29年11月告発）を受け、平成30年1月に県の顧問弁護士、厚労省への照会を行い、今後の対応を整理（法人への損害は調査できないため、利益相反取引の手続きを確認）。</li> <li>具体的内容の記された告発（平成30年5月）を受け、前回は平成28年11月に実施した一般監査を1年前倒しで実施（平成30年9月）。</li> <li>通報内容に焦点を当てた特別監査的な内容で実施。</li> </ul>	<p><b>【課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般監査として実施し、文書指摘もしなかったことから、次回の監査は3年後とされ、令和3年9月の民事再生法適用申請まで法人の状況を把握することができなかった。</li> <li>理事長の発言等のため口頭指摘にとどまった。</li> <li>監査実施に当たり、公認会計士の帯同を見合わせており、不自然な土地売買契約、借入金等の存在に気付きながらも、公認会計士であれば追及して然るべき、通常ではない取引（リースバック、鑑定評価額よりも安価な土地売買、相当額の現金預金を保有する中での新規借入、骨董品等の実態が不明なままの処分損計上等）について追求できていない。</li> <li>公認会計士が委嘱されているものの、監査前（監査方針の検討等）や監査後（監査結果の確定）にその知見を活用していない。</li> </ul> <p><b>【必要な措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>法人内外から不適切事例に関する情報を得た際には、事実確認を行い、必要に応じて所轄庁の法務部門や厚労省に相談し、速やかな特別監査の実施を含めて対応を検討すること。</li> <li>問題があった場合には、それが改善されるまで継続的に監査等による確認を行う必要があること。</li> <li>監査の際は、事案に応じて公認会計士等の専門家の活用を検討すること（監査への帯同、事前事後の相談等）。</li> </ul> <p>※平成28年改正社会福祉法施行を踏まえ、所轄庁の事務処理円滑化のための経費として、会計専門家からの助言を得るための経費等について地方財政措置済み（道府県及び市単独分）</p>
	専門家の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般監査には公認会計士を帯同する運用であったところ、資金流出等が疑われる中で実施された特別監査的監査ではあったが、日程が合わなかったため帯同させなかった。</li> <li>事前・事後の相談もせず監査結果を確定。</li> </ul>	

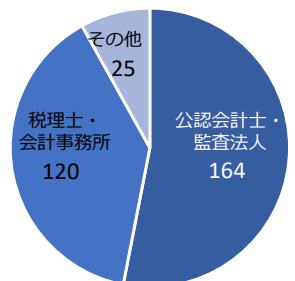
## 所轄庁における会計専門家の活用状況等について

- ✓ 不適正事案を含む社会福祉法人の経営について、会計の専門的観点から対応するためには、公認会計士及び税理士（以下「会計専門家」という。）を指導監査や計算書類等の確認に活用し、所轄庁の体制整備を行うことが有効。
- ✓ 地方交付税交付金（道府県及び市単独分）においては、平成28年改正社会福祉法施行を踏まえた所轄庁の事務処理の円滑化を図るための経費として、「会計専門家からの助言を得るための経費」を計上（平成29年度～）しており、活用が可能。
- ✓ 令和4年度における所轄庁の会計専門家の設置状況等については、以下のとおり（令和4年10月1日時点福祉基盤課調べ）であるので、体制整備の参考とされたい。

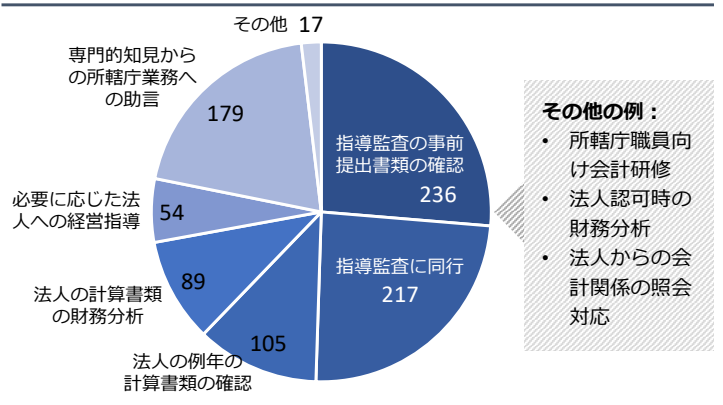
### 1. 会計専門家の活用状況



### 2. 活用している会計専門家の職種（複数回答）



### 3. 会計専門家を活用している業務（複数回答）



### 4. 財務諸表等電子開示システム「分析系」の活用

指導監査時の参考データとして活用する所轄庁	234
監査時に関わらず、経営指導として活用する所轄庁	58

**主な意見：** 監査時に法人の前年度の指標と比較、経営悪化法人への指導に際し要因を他法人と比較検討、監査とは別に経営状況悪化法人の抽出に使用、監査の重点事項を決め効率実施可能、委託先における財務分析のため活用、活用のための専門知識が不足、活用の余力がない、活用方法がわからない、機能を知らなかった



## 指導監査における、特に頻出する指摘事例

- ✓ 指導監査の参考として、各所轄庁において、特に頻出する指摘事例を取りまとめた。
- ✓ 各所轄庁においてご活用いただくとともに、所管の法人に対する情報提供をお願いする。

### 1. ガバナンス関係

(国所管法人において頻出する指摘事例)

- 理事会を続けて欠席している理事が見受けられたため、理事会の役割の重要性に鑑み、日程調整を工夫すること及び出席の方法を工夫（インターネットを利用するなど）することなどにより欠席者が出ないように理事会を招集すること。
- 理事の選任に当たっては、理事は、社会福祉法第44条第4項の規定により、「社会福祉事業の経営に識見を有する者」及び「事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」が含まなければならないところ、評議員会における決議に際して、いずれに該当するかが必ずしも十分に明らかにされていなかった事実が認められた。役員の適格性を審議する上で重要な情報であることから、今後の役員の選任に当たっては、評議員会において、各候補者がいずれの要件に該当しているのかを明らかにし、必要な説明を行った上で、決議を行うこと。
- 事業報告及びその附属明細書については、社会福祉法第45条の28の規定により、毎会計年度終了後、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならないが、附属明細書を作成していないことが確認されたため、作成すること。
- 代表権を有する者及び資産総額にかかる変更登記について、組合等登記令第3条第1項及び第3項に定める期限を超過している事例が見受けられることから、今後、同令の規定に基づき、期限内に登記を完了すること。

## 指導監査における、特に頻出する指摘事例

(自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例)

- 評議員の選任にあたり、評議員候補者が「欠格事由に該当しないこと」「当該法人の各評議員若しくは各役員と特殊の関係にある者がいないこと」「暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないこと」を確認していないため、確認すること。
- 評議員会の日時及び場所等が理事会の決議により定められていないため、今後は理事会の決議により定めること。
- 評議員会の招集通知が開催日の1週間（中7日間）前までに発出されていないため、期日までに発出すること。
- 評議員会の決議にあたり、特別の利害関係を有する評議員の存否が確認されていないため、確認すること。
- 評議員会の議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名等の必要的記載事項が記載されていないため、今後、適切に記載すること。
- 理事の選任にあたり、理事候補者が「欠格事由に該当しないこと」「各理事と特殊の関係にある者が上限を超えて含まれていないか」「暴力団員等の反社会的勢力に属する者でないこと」を確認していないため、確認すること。
- 監事の選任に関する評議員会の議案について、監事の過半数の同意を得ていないため、改めること。
- 理事会の決議にあたり、特別の利害関係を有する者の存否が確認されていないため、確認すること。
- 理事長（及び業務執行理事）は自己の職務の執行状況を定期的に理事会において報告しなければならないが、必要な回数の報告がされていないため、今後は適切に職務執行状況報告を行うこと。
- 代表権を有する者及び資産総額にかかる変更登記について、組合等登記令第3条第1項及び第3項に定める期限を超過している事例が見受けられることから、今後、同令の規定に基づき、期限内に登記を完了すること。

# 指導監査における、特に頻出する指摘事例

## 2. 会計管理関係

(国所管法人において頻出する指摘事例)

- 社会福祉法人会計基準第29条に定める計算書類に対する注記項目のうち、第1号、第3号、第9号、第10号以外の項目については、該当項目がない場合であっても項目自体を省略することができないとされているにもかかわらず、第15号（合併又は事業の譲渡若しくは譲受けが行われた場合には、その旨及び概要）が記載されていないため、記載すること。
- 経理規程に定める役職者（例：会計責任者、出納職員、契約担当者等）が理事長から任命されていないため、任命を行うこと。

(自治体（都道府県・市）所管法人において頻出する指摘事例)

- 予算承認の手続き（例：補正予算の編成、予算の流用等）が定款等に則したものとなっていないため、定款等に則り適正な手続きを行うこと。
- 契約の手続き（例：随意契約等）が経理規定に則したものとなっていないため、経理規程に則り適正な事務処理を行うこと。
- 計算関係書類等の様式（例：計算書類、附属明細書等）が会計基準に則して作成されていないため、会計基準にて定められた各様式に則り適正に作成すること。
- 附属明細書は、計算書類の内容を補足する重要な事項を表示するものであるため、計算書類の金額と附属明細書の金額は一致させること。

参考資料 6

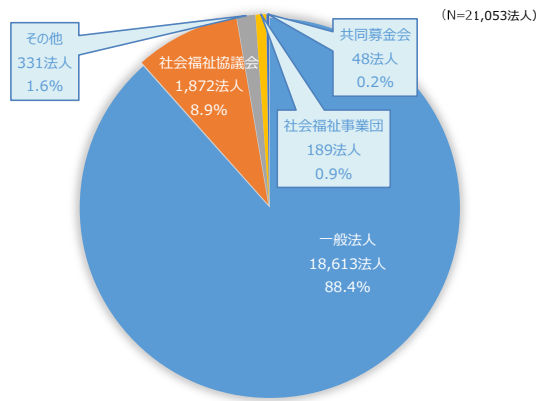
### 社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム 2023年度 運用スケジュール（全体イメージ）

2023年																																	
区分	1月			2月			3月			4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月		
	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
社会福祉法人	定款・役員等名簿（公表用）・報酬等の支給の基準の届出のみ可						入カシートのダウンロード(4月1日～)						入カシートの入力・保存・届出(4月1日～6月末)						システムから届出できません														
所轄庁	法人基本情報の更新及び確定(1月16日～2月28日)						2023年度運用開始(4月1日)						入カシートの内容の確認と都道府県への提供(4月1日～8月末)						システムから提供できません														
都道府県	事務処理用メールアドレスの更新(1月16日～2月28日)						計算書類・経営指標CSV、分析用スコアカードダウンロード開始(3月中旬～)						入カシートの内容の確認と厚生労働省への提供(4月1日～9月末)						システムから提供できません														
福祉医療機構	データ更新等～3月31日						集約結果の公表(3月中旬)						現況報告書・計算書類・社会福祉充実計画の公表(4月1日～9月末) [現況報告書・計算書類は所轄庁へ届出後、社会福祉充実計画は所轄庁の確認後に公表]						データ更新等～3月末														

現時点から3月31日の間、システムから入カシートの届出・提供はできません。

1-3.法人種別法人数

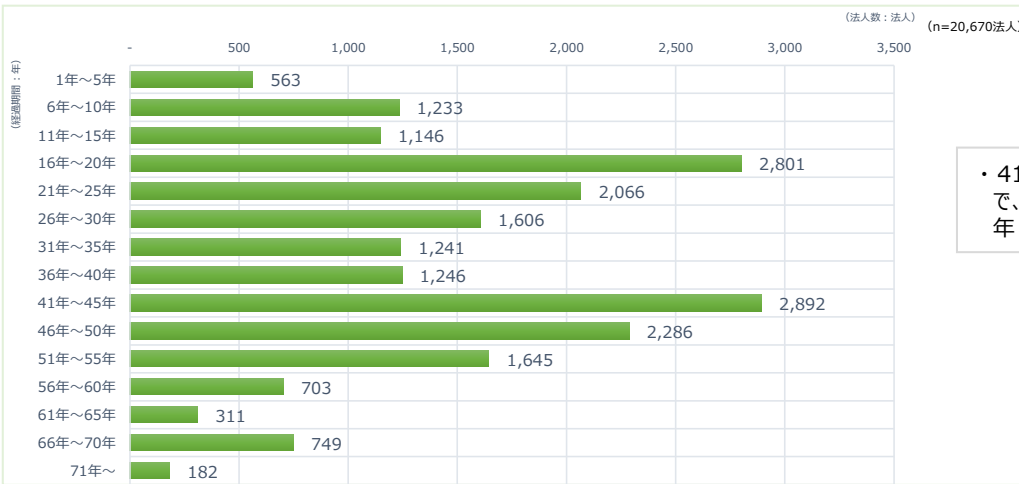
区分	法人数
一般法人	18,613
社会福祉協議会	1,872
社会福祉事業団	189
共同募金会	48
その他	331
合計	21,053



- ・社会福祉法人の所轄庁から登録のあった社会福祉法人 (21,053法人) の基本情報に基づき、その法人数を「法人種別」に集計した結果である。
- ・一般法人 (88.4%) が最も高く、次いで、社会福祉協議会 (8.9%)、その他 (1.6%)、社会福祉事業団 (0.9%)、共同募金会 (0.2%) と続いている。

「一般法人」とは、施設を経営する社会福祉法人。また「その他」とは、「一般法人」、「社会福祉協議会」、「共同募金会」、「社会福祉事業団」に該当しない法人である。

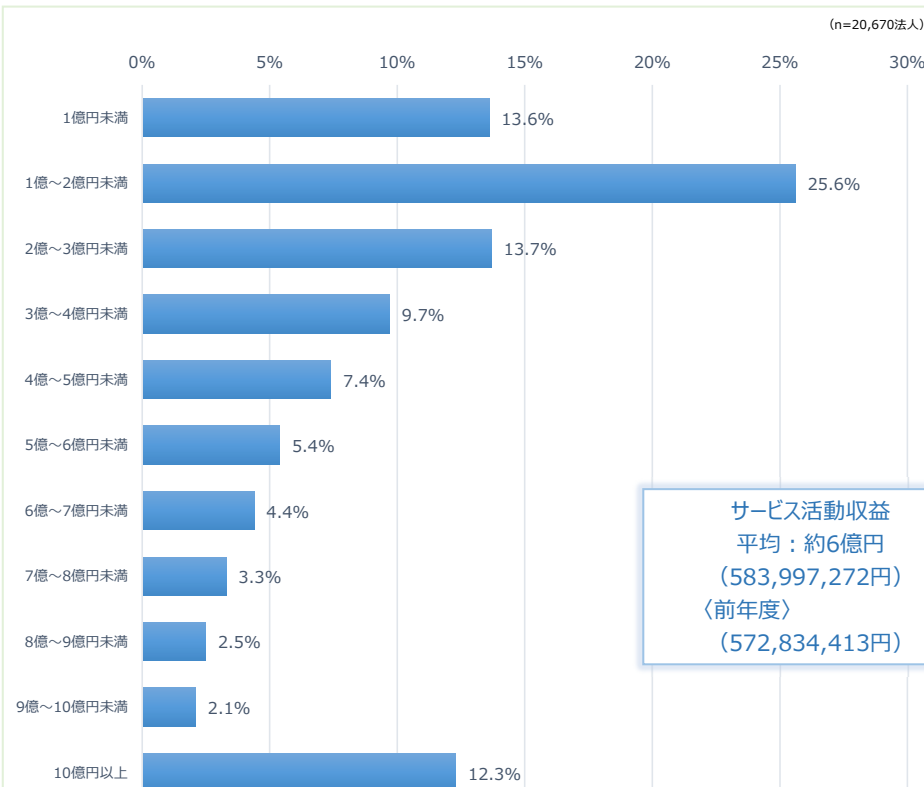
1-4.設立認可からの経過期間別法人数



- ・41年～45年 (2,892法人) が最も多く、次いで、16年～20年 (2,801法人)、46年～50年 (2,286法人) と続いている。

2.社会福祉法人の経営状況

2-1.「サービス活動収益」の規模別の法人の割合



- ・1億～2億円未満 (25.6%) が最も多く、次いで、2億～3億円未満 (13.7%)、1億円未満 (13.6%) と続いている。
- ・また、サービス活動収益の平均は約6億円である。

サービス活動収益  
平均：約6億円  
(583,997,272円)  
〈前年度〉  
(572,834,413円)

参考資料 8

○第三者評価の都道府県別等の受審数等

No.	都道府県	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	都道府県別 累計 実績数
1	北海道	0	1	9	20	13	17	28	14	24	57	13	26	42	26	31	20	38	379
2	青森県	5	19	34	12	19	26	14	11	22	20	18	13	15	20	15	10	13	286
3	岩手県	9	15	21	29	24	18	28	19	24	19	15	15	18	15	17	9	8	303
4	宮城県	0	0	0	3	9	1	6	3	13	24	18	20	27	13	21	15	10	183
5	秋田県	0	0	4	1	1	4	7	6	8	14	2	6	17	13	9	18	7	117
6	山形県	0	2	2	1	4	2	3	0	5	11	0	5	15	9	2	9	8	78
7	福島県	0	0	3	8	9	6	3	3	15	17	8	13	24	10	13	13	9	154
8	茨城県	1	2	6	3	1	1	0	0	3	23	1	9	20	14	19	21	13	137
9	栃木県	1	8	6	6	10	11	8	8	29	26	31	21	29	29	18	23	15	279
10	群馬県	16	11	8	11	7	5	4	7	10	9	8	8	11	12	5	7	5	144
11	埼玉県	8	22	26	25	27	19	17	27	34	46	39	48	55	43	58	47	53	594
12	千葉県	0	3	81	28	45	51	56	35	71	77	107	95	123	87	116	119	107	1,201
13	東京都	1,352	1,308	1,827	1,817	2,006	1,979	2,358	2,613	2,762	2,891	2,990	2,970	3,191	3,245	3,572	3,608	3,694	44,183
14	神奈川県	37	100	131	163	107	148	170	180	225	173	274	333	397	330	312	322	371	3,773
15	新潟県	0	0	0	7	18	27	23	10	14	22	9	37	32	23	23	5	19	269
16	富山県	9	18	7	4	2	6	5	2	4	4	12	7	8	6	7	13	6	120
17	石川県	0	42	38	32	21	13	11	6	8	23	2	6	14	3	15	6	11	251
18	福井県	0	3	2	4	4	5	4	6	8	9	9	11	12	8	12	8	2	107
19	山梨県	1	10	4	7	7	2	5	6	6	6	2	5	6	1	3	6	3	80
20	長野県	2	15	9	29	16	15	37	24	19	39	41	34	58	77	74	24	31	544
21	岐阜県	7	19	10	4	10	10	15	17	22	18	23	29	37	38	35	25	32	351
22	静岡県	47	38	45	40	38	15	12	15	30	39	31	43	36	46	47	16	23	561
23	愛知県	3	25	39	55	59	110	85	92	95	105	100	124	136	126	135	105	114	1,508
24	三重県	19	7	13	13	13	8	6	9	26	18	12	39	34	31	31	18	7	304
25	滋賀県	0	0	3	4	3	3	3	3	4	14	12	10	18	11	8	15	9	120
26	京都府	80	115	254	185	192	207	197	216	221	262	268	301	244	249	259	226	224	3,700
27	大阪府	9	31	80	60	41	80	50	72	85	151	86	100	137	100	89	74	101	1,346
28	兵庫県	20	25	51	52	32	44	41	32	71	104	57	72	123	70	62	63	57	976
29	奈良県	0	0	0	4	2	1	1	1	4	11	1	3	12	5	5	7	4	61
30	和歌山県	0	0	2	10	4	2	2	2	3	15	5	3	12	5	0	8	8	81
31	鳥取県	0	15	18	20	24	26	28	19	32	42	25	29	53	44	46	36	40	497
32	島根県	0	1	4	1	2	1	5	1	3	5	2	6	22	9	25	13	8	108
33	岡山県	0	0	0	3	0	0	0	3	6	18	7	16	25	14	16	12	16	136
34	広島県	0	0	0	1	16	21	12	15	32	34	12	27	34	35	41	44	42	366
35	山口県	41	39	25	14	10	14	14	5	15	14	12	23	18	9	21	17	7	298
36	徳島県	0	0	0	6	3	3	3	1	5	14	0	3	12	3	4	10	4	71
37	香川県	0	0	8	2	5	5	7	6	6	7	4	4	7	1	3	1	2	68
38	愛媛県	0	0	4	8	6	18	14	17	42	18	11	23	47	16	27	14	11	276
39	高知県	0	2	1	3	1	0	0	3	5	6	3	5	6	3	6	6	1	51
40	福岡県	0	0	0	5	20	11	6	9	21	45	13	28	33	14	17	31	17	270
41	佐賀県	0	4	1	2	0	3	0	1	1	16	2	4	6	2	6	5	5	58
42	長崎県	0	3	12	6	10	4	8	12	18	22	28	17	21	21	23	29	10	244
43	熊本県	0	21	22	27	19	26	28	50	53	47	63	30	42	40	33	17	23	541
44	大分県	11	14	18	14	6	7	11	6	8	18	13	9	25	9	10	16	9	204
45	宮崎県	0	0	0	0	2	1	4	5	7	14	8	5	10	15	9	5	5	90
46	鹿児島県	0	9	5	4	1	6	7	1	6	40	22	24	23	14	34	18	16	230
47	沖縄県	0	0	2	4	2	3	3	5	7	12	4	5	11	9	6	22	17	112
全国合計受審数		1,678	1,947	2,835	2,757	2,871	2,985	3,349	3,598	4,132	4,619	4,423	4,664	5,298	4,923	5,340	5,156	5,235	65,810

※平成17～19年度の実績数については、一部の県で外部評価等が含まれていたためその数を除外

※平成24年度から、全国推進組織が認証する評価機関が評価実施した社会的養護関係施設の受審数を「都道府県集計」に合算して総括表(本表)を作成

○主な施設・サービス別の受審数・受審率と累計

区分	主な施設・サービス種別	令和3年度 受審数	全国施設数 ※1	受審率	令和3年度迄の 累計受審数	
高齢者	特別養護老人ホーム	467	8,306	5.62%	7,729	
	養護老人ホーム	34	948	3.59%	684	
	軽費老人ホーム	25	2,321	1.08%	544	
	訪問介護	72	35,075	0.21%	1,410	
	通所介護	150	24,087	0.62%	3,464	
	小規模多機能居宅介護	38	5,556	0.68%	1,041	
	認知症対応型共同生活介護	482	13,977	3.45%	6,570	
障害者	身体障害者療護施設 ※2	—	—	—	130	
	身体障害者更生施設 ※2	—	—	—	61	
	身体障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	88	
	身体障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	87	
	知的障害者入所更生施設 ※2	—	—	—	557	
	知的障害者通所更生施設 ※2	—	—	—	167	
	知的障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	20	
	知的障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	369	
	精神障害者入所授産施設 ※2	—	—	—	1	
	精神障害者通所授産施設 ※2	—	—	—	16	
	居宅介護	2	23,741	0.01%	44	
	生活介護	130	8,637	1.51%	1,545	
	自立訓練(機能訓練)	0	406	0.00%	16	
	自立訓練(生活訓練)	8	1,440	0.56%	88	
	就労移行支援	21	3,301	0.64%	211	
	就労継続支援(A型)	59	3,929	1.50%	200	
	就労継続支援(B型)	185	13,355	1.39%	1,876	
	共同生活援助	240	9,659	2.48%	1,281	
	障害者支援施設(施設入所支援+日中活動事業) 多機能型	168	2,570	6.54%	1,855	
	133	—	—	1,349		
児童	保育所	1,804	23,899	7.55%	19,265	
	幼保連携型認定こども園	52	6,093	0.85%	279	
	地域型保育事業	27	7,474	0.36%	60	
	その他保育事業	265	—	—	1,813	
	児童養護施設 ※3	182	612	29.74%	2,724	
	乳児院 ※3	31	145	21.38%	537	
	児童心理治療施設 ※3	12	53	22.64%	141	
	児童自立支援施設 ※3	14	56	25.00%	191	
	母子生活支援施設 ※3	63	217	29.03%	910	
	自立援助ホーム ※3	8	217	3.69%	96	
	ファミリーホーム ※3	1	427	0.23%	7	
	児童館	2	4,398	0.05%	55	
	放課後児童クラブ	3	26,925	0.01%	3	
	知的障害児施設 ※2	—	—	—	136	
	知的障害児通園施設 ※2	—	—	—	55	
	肢体不自由児施設 ※2	—	—	—	84	
	重症心身障害児施設 ※2	—	—	—	66	
	児童発達支援センター	21	642	3.27%	131	
	医療型児童発達支援センター	7	95	7.37%	54	
	児童発達支援事業	16	8,849	0.18%	93	
	放課後等デイサービス	32	15,519	0.21%	154	
	障害児多機能型	15	—	—	73	
	障害児入所施設(福祉型)	18	254	7.09%	166	
	障害児入所施設(医療型)	4	220	1.82%	79	
	厚生	婦人保護施設	4	47	8.51%	87
		救護施設	19	183	10.38%	337
	他	その他 ※4	421	—	—	6,811
	合計	5,235	—	—	65,810	

※1 全国施設数は、

「令和2年社会福祉施設等調査報告」(令和2年10月1日現在)、「令和2年介護サービス施設・事業所調査」(令和2年10月1日現在)、

「保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日現在)」における保育所数、

「認定こども園に関する状況について(令和3年4月1日現在)」における幼保連携型認定こども園数、

「福祉行政報告例(令和3年3月末)」における児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム数、

「令和3年放課後児童健全育成事業の実施状況(令和3年5月1日現在)」における放課後児童クラブ数を参照した

※2 平成24年度までの施設・サービス種別

※3 全国推進組織が認証する評価機関が実施した件数と、都道府県推進組織が認証する評価機関が実施した件数を合算して集計

※4 以下のものを含む。「短期入所生活介護」「福祉用具貸与」「高齢者・その他」「障害者・その他」「その他障害児支援」「児童・その他」

「更正施設」「授産施設」「宿所提供施設」「その他のサービス・その他」



○都道府県別の受審数の内訳(運営主体別)

No.	都道府県	公営	社会福祉法人※1	社会福祉協議会	医療法人	営利法人(会社)	特定非営利活動法人	日赤	社団・財団	協同組合	その他	合計
1	北海道	1	10	0	0	11	0	0	0	0	0	22
2	青森県	2	8	0	0	3	0	0	0	0	0	13
3	岩手県	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
4	宮城県	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	7
5	秋田県	0	6	0	0	1	0	0	0	0	0	7
6	山形県	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	8
7	福島県	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	5
8	茨城県	4	0	0	1	2	0	0	0	2	0	9
9	栃木県	7	6	0	0	0	1	0	0	0	1	15
10	群馬県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
11	埼玉県	5	19	0	0	18	1	0	1	0	1	45
12	千葉県	7	43	0	0	43	0	0	2	0	5	100
13	東京都	244	1,945	11	69	1,030	222	5	77	8	83	3,694
14	神奈川県	24	181	0	0	134	8	0	5	0	8	360
15	新潟県	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	13
16	富山県	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	5
17	石川県	0	3	0	0	1	1	0	0	0	0	5
18	福井県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
19	山梨県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	長野県	9	13	2	0	0	0	0	2	0	0	26
21	岐阜県	13	10	0	0	2	1	0	1	0	0	27
22	静岡県	4	14	0	0	0	0	0	0	0	0	18
23	愛知県	14	55	1	0	26	1	0	2	0	2	101
24	三重県	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	5
25	滋賀県	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	7
26	京都府	5	130	21	13	30	5	0	6	3	2	215
27	大阪府	2	39	0	0	33	3	0	0	0	1	78
28	兵庫県	3	29	0	0	8	1	0	0	0	1	42
29	奈良県	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
30	和歌山県	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
31	鳥取県	2	32	0	5	0	0	0	0	0	0	39
32	島根県	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	8
33	岡山県	0	12	0	0	0	1	0	0	0	0	13
34	広島県	5	30	0	0	1	0	0	0	0	1	37
35	山口県	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5
36	徳島県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
37	香川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
38	愛媛県	3	5	0	0	2	0	0	0	0	0	10
39	高知県	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
40	福岡県	3	5	0	1	0	0	0	0	0	0	9
41	佐賀県	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	4
42	長崎県	0	7	0	0	0	0	0	0	0	2	9
43	熊本県	0	10	0	0	0	0	0	8	0	0	18
44	大分県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	4
45	宮崎県	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2
46	鹿児島県	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	12
47	沖縄県	2	7	0	0	1	0	0	0	0	0	10
全国合計受審数		367	2,690	44	89	1,355	246	5	104	13	111	5,024

※1「社会福祉協議会」以外

※2 全国推進組織が認証する評価機関が実施した社会的養護関係施設の211件は含まない

参考資料 9

○都道府県運営適正化委員会における苦情受付件数(平成12年度～令和3年度)

(件)

都道府県	令和3年度			令和2年度	令和元年度	30年度	29年度	28年度	27年度	26年度	25年度	24年度	23年度	22年度	20年度	18年度	16年度	14年度	12年度	累計
	初回	継続	計																	
北海道	113	31	144	137	138	124	160	163	149	139	146	117	140	89	106	93	62	46	8	2,322
青森県	0	28	28	29	30	27	36	36	53	56	46	50	40	41	26	34	25	18	0	718
岩手県	4	35	39	42	48	51	60	62	30	26	33	20	10	15	17	23	33	20	4	677
宮城県	2	33	35	44	42	33	40	50	38	46	50	42	53	33	77	62	28	15	6	894
秋田県	5	16	21	43	26	33	27	27	41	29	32	27	30	37	28	47	60	56	4	739
山形県	37	12	49	61	68	31	50	31	28	27	52	18	28	20	32	15	37	21	5	689
福島県	51	20	71	66	58	48	38	35	35	41	33	35	31	38	57	36	25	13	1	831
茨城県	66	76	142	138	105	78	68	66	64	53	64	58	55	84	14	20	24	37	3	1,229
栃木県	64	3	67	84	65	64	50	46	48	32	45	34	29	43	54	39	34	26	3	986
群馬県	34	15	49	48	45	62	49	26	35	34	36	26	35	55	46	42	39	48	3	859
埼玉県	7	22	29	27	45	56	53	68	65	83	57	60	81	88	53	79	105	68	39	1,469
千葉県	154	147	301	272	299	233	250	271	290	252	260	244	161	147	114	107	101	57	24	3,914
東京都	922	24	946	433	804	753	654	789	819	889	760	766	438	395	431	320	308	90	5	11,073
神奈川県	100	71	171	133	136	130	120	122	131	154	107	95	94	100	87	90	75	77	36	2,298
新潟県	3	3	6	13	44	46	39	48	65	69	72	70	61	39	33	53	37	27	2	903
富山県	15	0	15	9	5	25	18	22	24	33	21	18	7	7	16	16	20	10	0	352
石川県	12	0	12	7	25	22	19	22	25	25	28	12	19	31	24	16	9	11	4	381
福井県	14	0	14	18	28	29	32	24	28	27	33	45	34	34	18	37	38	7	6	583
山梨県	14	1	15	21	7	14	13	8	10	9	6	9	18	8	11	8	10	14	0	218
長野県	16	29	45	69	50	56	62	54	56	44	69	63	40	57	55	54	47	28	18	1,102
岐阜県	56	2	58	88	92	108	71	43	55	39	55	44	24	18	35	32	38	25	1	977
静岡県	72	3	75	61	75	72	71	31	73	53	28	34	30	35	54	59	42	22	0	1,029
愛知県	127	36	163	227	191	176	187	158	176	161	155	122	118	125	87	70	72	60	28	2,664
三重県	57	80	137	144	127	114	118	123	132	110	84	70	65	50	35	16	27	19	8	1,532
滋賀県	14	31	45	21	18	21	37	24	37	39	23	14	26	21	33	41	44	35	35	712
京都府	130	28	158	191	264	161	97	109	196	148	99	113	135	108	70	77	78	40	3	2,347
大阪府	493	7	500	549	490	450	416	456	334	280	264	275	249	204	198	185	166	235	25	6,287
兵庫県	225	9	234	216	227	225	183	184	139	84	154	137	91	82	77	83	78	42	35	2,575
奈良県	12	6	18	18	28	29	34	34	57	39	48	50	38	30	32	24	26	18	5	617
和歌山県	7	0	7	5	34	28	26	30	33	28	35	25	26	43	33	55	40	24	7	645
鳥取県	47	8	55	53	41	45	46	28	30	34	110	48	31	23	15	37	29	11	1	727
島根県	16	0	16	15	15	19	17	27	18	21	24	21	22	14	24	24	40	31	5	496
岡山県	13	54	67	29	33	24	41	34	44	25	25	13	26	33	17	27	31	25	13	660
広島県	24	2	26	27	32	42	99	80	75	73	49	46	27	6	25	36	49	33	12	924
山口県	69	2	71	74	94	95	91	59	60	50	59	37	33	34	39	29	28	48	34	1,129
徳島県	32	0	32	28	26	22	21	55	28	33	33	19	21	11	40	20	26	29	0	565
香川県	57	3	60	35	41	32	38	32	37	27	12	13	14	18	33	20	35	26	18	635
愛媛県	28	0	28	31	25	26	13	16	27	18	24	18	24	29	51	54	41	38	14	637
高知県	2	0	2	6	8	8	23	23	21	25	38	13	24	20	16	21	14	23	8	389
福岡県	338	12	350	366	323	319	273	249	239	220	260	166	156	124	119	112	101	47	12	3,906
佐賀県	20	12	32	14	45	45	43	43	39	25	11	6	17	12	14	15	28	14	2	476
長崎県	59	5	64	44	23	24	30	44	32	34	33	45	40	53	41	66	42	16	6	871
熊本県	62	2	64	81	49	71	69	69	59	76	45	30	32	51	56	66	49	13	5	1,069
大分県	86	0	86	68	53	36	45	38	16	42	40	36	45	26	28	23	11	18	3	739
宮崎県	25	0	25	35	27	22	24	12	28	19	37	27	12	15	10	23	29	13	1	438
鹿児島県	92	7	99	98	86	73	78	91	50	47	35	46	53	49	32	49	37	12	7	1,054
沖縄県	80	24	104	129	107	99	88	81	71	73	60	53	62	58	41	60	46	36	2	1,375
合計	3,876	899	4,775	4,347	4,642	4,301	4,117	4,143	4,140	3,891	3,790	3,330	2,845	2,653	2,554	2,515	2,364	1,642	461	67,712

※累計は平成12年度～令和3年度